

日本オリエント学会だより

- | | | |
|-------------|----------|------------|
| 1) 第64回年次大会 | 2) 学会奨励賞 | 3) 作文コンクール |
| 4) 入会・復会 | 5) 会員消息 | |

1) 第64回年次大会

期 日：2022年10月29日（土）～30日（日）（対面・オンライン開催）

会 場：東京大学駒場 I キャンパス

担 当：第64回大会実行委員会

委 員 長：高橋英海

事務局長：大塚修

委 員：秋葉淳， 菊谷康太， 菊地達也， 黛秋津， 三村太郎， 森本一夫

第1日 10月29日（土）

14：00～ 開会挨拶

14：15～ 第329回公開講演会

17：00～ 第44回オリエント学会奨励賞授賞式

第2日 10月30日（日）

10：00～16：05 研究発表

参加者 191名（第1日）

185名（第2日）

プログラム

第1日 第329回公開講演会 21KOMCEE West レクチャーホール（Zoom ミーティング併用）

『地中海・西アジアの大帝国：古代から近世まで』

・阿部拓児（京都府立大学文学部・准教授， アケメネス朝史）

「アケメネス朝ペルシア——世界の統治者と鬨の住民——」

・小林功（立命館大学文学部・教授， ビザンツ帝国史）

「ローマとイランの覇権の終わり？」

・小笠原弘幸（九州大学大学院人文科学研究院・准教授， オスマン帝国史）

「アッパース帝国からオスマン帝国へ」

第2日 研究発表 5部会 駒場 I キャンパス 12号館（Zoom ミーティング併用）

研究発表者・題目

第1部会（オンライン）

- 川上 直彦 南メソポタミア北部地域におけるティグリス川古代流路：復元流路に対するGIS及び歴史地理学的分析による考察
- 堀岡 晴美 ファラ文書とは：キシユ領域国家支配下の「宿駅」アーカイブ
- 西山 伸一 クルディスタン地域にみる帝国境界域の支配構造：イラク・クルディスタン地域，ヤシン・テペ考古学プロジェクトからの考察
- 村上 武則 クルディスタン諸地域における多言語使用
- 竹野内恵太 国家形成期の地域社会における在地系譜集団の解体と新興権威の編入：エジプト初期王

朝時代のアブ・ロアシユ遺跡とタルカン遺跡の墓地構成からみた在地景観の変容

6. 藤井 信之 東京大学総合研究博物館所蔵のネクタネボ隼像について
7. 吹田 浩・吹田真里子
エジプト、サッカラのイドゥートの壁画の復元プロジェクトの成果
8. 関広 尚世・Stuart Tyson Smith
スーダン考古学的文脈での主要用語の再定義：AskutとTombosの発掘成果を踏まえて
9. 鈴木 慎也 スリランカ・ポロンナルワ周辺部の貯水池群の様相：高精度DTMを用いたワスゴムワ国立公園内の貯水池検出について

第2部会 (ハイブリッド)

1. 伊藤 結華・馬場 匡浩
早稲田大学會津八一記念博物館所蔵の「黒頭赤器手付碗」
2. 馬場 匡浩・宮崎 滯菜
ダハシュール北遺跡の神官タの墓
3. 進藤 瑞生・馬場 匡浩
カノポス壺の変遷と棺・「死者の書」からの影響：ダハシュール北遺跡出土資料を中心に
4. 高橋 寿光 古代エジプト新王国時代のアンフォラの編年について
5. 山田 綾乃 クフ王第2の船の天蓋梁配列と刻まれた2種類の番付
6. 柏木 裕之 船坑の特徴から探るクフ王第2の船の当初計画
7. 山崎世理愛 エジプト中王国時代末期の葬送儀礼にみられる伝統の変化とその継承
8. 肥後 時尚 古代エジプト第18王朝時代の『死者の書』における冥界の判事について
9. 遠藤 颯馬 ラメセス朝における軍人階級の興隆とその意義について
10. 岡部 睦 エジプト、グレコ・ローマン時代におけるテラコッタ製女神像の展開に関する一考察：北サッカラ遺跡、カタコンベ出土資料の類型分析を中心に

第3部会 (ハイブリッド)

1. 足立 拓朗 南レヴァント、ガッスル文化の土器と乳製品利用
2. 辻坂 真也 ウル第三王朝期の神格化とエンリル
3. 有松 唯 北東ペルシャにおける後期青銅器時代からメディア期にかけての集落動態
4. 柴田 大輔 ヘレニズム時代のウルクにおけるシュメル語祈祷
5. 内記 理 仏像出現にかかわる歴史的文脈
6. 徳永 里砂 サウジアラビア北部の碑文遺跡ワーディー・アルヒルカの通時的考察
7. 赤司 千恵・中山 誠二
シルクロードの食文化史
8. 下山 繁昭 川原寺の国際性

第4部会 (午前中：ハイブリッド、午後：オンライン)

1. 中村 菜穂 モハンマド・タギー・バハールにおけるサブク概念の検討
2. 五十嵐小優粒 ペルシア語形容詞の段階性から見た過去分詞型形容詞の役割
3. 原 陸郎 イブン・カイイム・ジャウズィーヤのスーフィズム実践：「預言者の模倣」を中心に
4. 棚橋由賀里 16世紀モロッコにおける「タリーカ・ジャズーリーヤ」のスーフィーたちの思想と活動
5. 法貴 遊 カラームの学でアラビア語が規範となっていることに関するユダヤ・イスラーム間の論争について

6. 太田 (塚田) 絵里奈
15世紀ウラマーの名目的師弟関係：「イステイドゥアーのイジャーザ」に基づく関係構築
7. 榮谷 温子
アラビア語の関係代名詞とは何か：イブン・アキールとイブン・ヒシャームの記述の比較を中心に
8. 鈴木 均
ホメイニーのヴェレーヤテ・ファギーフ論と西欧民主主義：序論的考察
9. 米田 優作
現代エジプトにおけるサラフィー主義者の政治観：ダアワ・サラフィーヤの政党設立を手がかりに

第5部会 (ハイブリッド)

1. 企画セッション：前近代イスラーム史料研究の新地平
中町 信孝 アラビア語年代記史料校訂の実践と展望
荒井 悠太 歴史家としてのイブン・ハルドゥーンを読む：理性／伝統の二項対立を越えて
杉山 雅樹 ティムール朝の諸史料にみる非合法税：タムガとザカートに関する記述から
久保 亮輔 15～16世紀エジプトにおけるワクフ経営の多様化
磯貝 健一・渡部 良子
コメント
総合討論
2. 宮川 創・Mona Sawy
コプト語医学パピルス文献におけるアラビア語・ギリシア語からの借用語の音韻論
3. 矢口 直英 イスラーム世界の解剖学再考
4. 亀谷 学 初期イスラーム時代カリフ政権と書物としてのクルアーン
5. Alexander Mallett Islamic Narrative Accounts of Saladin's 1187 Campaigns: Typology as a Strategy of Legitimation
6. 近藤 信彰 サファヴィー帝国におけるディーヴァーン起草の勅令について
7. 三谷 美晴 近世エジプトにおける古物収集とヨーロッパ人

第1部会

1. 南メソポタミア北部地域におけるティグリス川古代流路：復元流路に対するGIS及び歴史地理学的分析による考察 川上 直彦

現在のティグリス川流路とディヤラ川流路東部地域に横たわる遺丘群に対する、R. McC. Adamsのセトルメント・スタディから、紀元前4千年紀初頭から紀元前7世紀末の新バビロニア時代まで、南メソポタミア北部地域のティグリス川古代流路は、現流路の「東部」地域を流れていたと考えられ、研究者間で長く定説となっていた。しかし、1990年代後期以降の研究から、同地域におけるティグリス川古代流路の位置に関して、いくつかの別の可能性が新たに示された。1998年以降からのS. W. Cole, H. Gasche, H. Tanret, そしてK. Verhoevenの、地形測量記録、航空写真、及び衛星画像を活用した歴史地理学、地形学、及び考古学的観点からの研究により、南メソポタミア北部地域におけるティグリス川古代流路が、現在の流路「西部」地域に復元された。2010年には、C. Hritzが、Geographical Information System (GIS) を介して、地形を3次元で描写できるShuttle Radar Topographical Mission (SRTM) Digital Elevation Model (DEM) データを活用し、現在のティグリス川流路「東部」地域で、Adamsとは違う位置に、その古代流路を復元した。最後に、2016年には、同様にGISを介してクイックバード衛星画像を活用し、J. Jotheriが、Cole等が現在のティグリス川流路「西側」地域に復元した流路とは違う位置に、その古代流路を復元している。

本研究発表者は、近年、SRTM DEMとAdvanced Land Observing Satellite DEMデータによりGIS上に表示し

た3次元地形図, World Imagery衛星画像, Corona衛星写真, そして楔形文字粘土板文書が包含するティグリス川古代流路に関する地理情報を活用して, ウル第3王朝時代の南メソポタミア北部地域の下流域にあたるその南部地域において, ニップルの北北西30 kmの地点から, その下流に位置するアダブ, カルカル, そしてウンマ北西部近郊まで, ティグリス川古代流路が流れていたことを明らかにしている。この南メソポタミア南部地域における古代ティグリス川の復元流路と, その上流に復元された上述の4つのティグリス川古代流路との地理的関係性を, GISとDEMデータを活用して表示した3次元地形図上で比較検証した結果, 紀元前3000年頃から紀元前2千年紀前期までの間, Cole, Gasche, Tanret, Verhoevenの4人の研究者が, 南メソポタミア北部地域の現在の流路「西部」地域に復元したティグリス川古代流路が, 最も適切に復元されたティグリス川古代流路であるとの結論に至った。

2. ファラ文書とは: キシュ領域国家支配下の「宿駅」アーカイブ

堀岡 晴美

ファラ遺跡 (Tell Fara, 古代都市シュルツパク) はかつてのユーフラテス河本流沿いに位置し南メソポタミアのほぼ北端にあたる。ファラ行政経済文書 (ED III期前半) の中核は e_2 -galアーカイブと呼ばれるが, e_2 -galは都市の外にある施設でこの場合「宿駅」を表す。ただし縦横に走る運河で諸都市が結ばれるメソポタミアでは水運が街道の主体であった。ファラ「宿駅」には異国や他都市からメッセンジャー, 手工業者, 海洋船・運搬船水夫などの水運関係者, 商人が数多く訪れ, e_2 -galから荷車や‘ロバ’類の貸し出しもあった。海洋船の存在や商人の数からここには交易品が多数搬入されさまざまな取引が行われていたと推測され, メッセンジャーは政治や外交に関する情報とともに交易や取引の内容についても自国に伝達していたと思われる。

SI.nu × ŠUŠ (船荷を覆う網) 支給文書8点には受給者として, 他都市lugalやensi₂, エンリル神殿sanga (行政官), ma₂(SI)-gur₈ (運搬船) 水夫長, ma₂(SI)-gur₈ 船大工, 商人, 書記長などが記される。たとえばWF 142では他都市ensi₂が1200枚, dilmun職長が630 + x枚, dilmun職長の息子が630枚を受け取ったとあり, こういったSI.nu × ŠUŠの数はすなわち運搬船の数におおよそ匹敵し, ファラを経由する船荷を乗せた船がユーフラテス河をさかんに行き交う光景を浮かび上がらせる。dilmun職の内容についてはより精査する必要があるが, ベルシャ湾交易に携わる職務であることは間違いない。ラピスラズリ支給文書2点 (Š 742, 745) はファラがベルシャ湾交易の拠点であった証拠となる。また輸送に直接関係しない書記長が受給者に並ぶ理由として, 高位の役人が交易に関わっていた可能性が考えられる。

ファラ「宿駅」を支配したキシュはED II～III期前半に北メソポタミア, ディヤラなどを含む広大な地域を包含する領域国家に発展し, 南メソポタミア主要都市からguruš (成年男子労働者) を徴集する勢力となっていた。ファラ文書の中では地名Kišに対して都市/領域国家の区別を限定詞kiの有無で表す。遺跡から出土した円筒形サイロの数の多さはこの地に大量の穀物が備蓄されていたことを物語るが, なかでも大麦は「宿駅」職員や通過者の食糧となるばかりでなく重要な輸出品でもあった。交易拠点としてのファラ「宿駅」はキシュの繁栄の一翼を担っていたのである。

3. クルディスタン地域にみる帝国境界域の支配構造: イラク・クルディスタン地域, ヤシン・テベ考古学プロジェクトからの考察

西山 伸一

古代帝国にとって境界域とはどのような位置づけで, 実際はどのような様相であったのか? 本発表ではこの課題に取り組むためにイラク・イラン国境地帯に広がるクルディスタン地域を対象とした研究である。時代は, 新アッシリア時代 (紀元前1千年紀前半) とサーサーン朝ペルシア時代 (紀元後3～7世紀) の2つに焦点をあてている。

クルディスタン地域にはザグロス山脈が横たわり, 地形的に複雑な様相を呈している。この自然地形は境界域の政治的・経済的状況に大きな影響を及ぼしたものと考えられる。2016年より開始したイラク・クルディスタン地域における「ヤシン・テベ考古学プロジェクト」は, スレイマーンニーヤ県最大級のヤシン・テベ遺跡とその周

辺地域を対象として新アッシリア時代からイスラーム時代までの考古学調査を実施してきた。

ヤシン・テベは、新アッシリア時代のザグロス方面侵攻のための重要な軍事拠点と考えられる。しかし、単なる軍事拠点ではなく、出土したエリート層の居住址が示すように恒久的な帝国の境界域に意図的に建造された戦略的都市でもあった。これまでの調査は、主に「下の町」を中心に展開してきたが、その最新成果から帝国最盛期の「下の町」には多くの建造物が密集していたが、衰退期になるとそれらが放棄されてゆき、一部は墓地として利用されるようになった。また「下の町」には、エリート層の住居区が存在し、水路（運河）で町全体が連結していたと推測できた。

一方、サーサーン朝時代のクルディスタンは、帝国の本当の縁辺部ではなかったが、帝国の全体からみると東部辺境にあった。ヤシン・テベはシャフリゾール平原に位置し、この平原には帝国の首都 Ctesiphon と Shiz (Takht-e Soleyman) を結ぶ Nim-Rāh という都市が存在したことが文献史料に記されている。この都市をヤシン・テベに同定する研究者もいるが (e.g. G. Le Strange), 平原東端の町 Khurmal とする意見もある。ヤシン・テベからはサーサーン朝の明確な痕跡はまだ確認できておらず、将来的な課題である。しかし、Ctesiphon から来ると南からシャフリゾール平原に入ることを勧案すると、後者の説が妥当と思える。近年ヤシン・テベの周辺で小規模なサーサーン朝時代の居住層がある遺跡が数多く報告されていることを考えると、シャフリゾール平原もこの時代の交通の要衝にあり、地方州の管理・運営に重要な役割を果たしていたことが推測できる。

4. クルディスタン諸地域における多言語使用

村上 武則

本発表ではまず国民国家の枠を超えたクルディスタン諸地域においてクルド人がマジョリティを占める社会の内側に様々なマイノリティ集団が存在していることを確認し、各集団ごとのクルド語に対する距離の取り方を社会言語学的に検討した。「クルド語」が内包する相互意思疎通の困難な話者集団の複数性を大前提とした上で、クルド語が多民族間の共通言語としての性格を完全に失いつつある北部と数百万単位の第二・第三言語話者を有する南部に二分されることを述べた。まずクルディスタン諸地域においてキリスト教徒とユダヤ教徒の話すアラム語系言語の分布と各変種間に大きな差異があることについて述べ、イラクの「アッシリア民主運動」などに代表されるアラム語・シリア語話者団体がその構成員の多くがクルド語を解するにもかかわらずあえてクルド語を公式な情報発信に使っていないという事例を紹介した。次にしばしばクルド人の一部と見なされるヤズィーディーとシャバキーの言語がそれぞれクルマンジー方言の一変種とホーラーミー=ゴラーニー語の一変種であること、またヤズィーディーの中にはアラム語を話す集団も存在することに言及した。またアラブ人もクルド人多数派地域では少数派であり、反アラブ感情の高まりによりアラビア語教育のボイコットが横行していた時代に教育を受けたイラク北部のクルド人はアラビア語を話せないため、クルド語の分からないアラブ人とは英語でコミュニケーションを取ることもあるという発表者自身の観察による事例を報告した。最後にクルディスタン内部の少数言語問題で最も深刻なトルクメン語話者集団の現状について論じ、クルディスタン地域における「トルクメン語 (トゥルクマン語)」はトルクメニスタンのトルクメン語とは別言語であり、イラク領内のトルクメン人がトルクメン語教育の権利を勝ち取ったにもかかわらず実際には自分たちの話すトルクメン語ではなくトルコ共和国のトルコ語を教育言語として採用している学校の方が多いこと、それによりますますトルクメン語の危機言語化が進んでいることを述べた。トルクメン人はクルド人と同じスンナ派ムスリムが多く、同じく危機言語化しているアラム語話者のキリスト教徒よりも強い同化圧にさらされ、かつトルコ政府とクルド人武装勢力との間で板挟みにされる危険を抱えていることにも言及した。

5. 国家形成期の地域社会における在地系譜集団の解体と新興権威の編入：エジプト初期王朝時代のアブ・ロア

シュ遺跡とタルカン遺跡の墓地構成からみた在地景観の変容

竹野内 恵太

エジプトの第1王朝半ば頃 (ナカダ III C 2期) には、主要センター間の物流ネットワークの整備、メンフィス・

ファイユーム地域における各地での大型マスタバ墓の造営など、行政改革も含めて国家的な統治システムが急速に形成されていく。大型マスタバ墓の被葬者が地域行政官や王族であったとすると、この現象から当該期に新しい社会関係と権威が各地の在地社会へもたらされ、地域社会が再編成された事態を読み解くことができる。本発表では、IIIC2期に各地域社会で集団間関係の再編成があったと想定したうえで、アブ・ロアシュとタルカンの墓地構成と在地景観の変容をその表徴として論じた。

アブ・ロアシュでは、墓の長軸あるいは頭位方向はIIIC1期（第1王朝初頭）まで主に南北（一部は東西）を指向していた。IIIC1期までのアブ・ロアシュの墓地では、在地の社会関係・権威構造と象徴システムにおいて墓地構成や埋葬習慣が決定されていたと考えられる。ところがIIIC2期になると概ね北西方向、つまりほぼ同時期のデン治世下で丘陵に築かれた大型マスタバ墓群を中心とするM墓地の方向へ集中するようになる。すなわち、この400号墓域における変化は、IIIC2期におけるM墓地の被葬者集団を頂点とする新しい権威構造・社会序列の導入を示しているかもしれない。そして、タルカンでもIIIC2期になると、大型マスタバ墓群が造営され、同時にそこへ向かうプロセッションを指向した墓地構成へ変容した可能性がある。アブ・ロアシュと同様、これもまたIIIC2期における新しい権威構造の導入に伴う集団の変化を表しているものと考えられる。

このように、両墓地の変化は、IIIC2期の大型マスタバ墓の造営を契機とした墓地構成の変容という点で共通している。IIIC1期まではおそらく在地の系譜集団とローカルな埋葬習慣を基本としていたが、IIIC2期には新たな権威集団を頂点とした社会構造を反映するように各地域社会の墓地構成が形成された可能性が高い。いずれにせよ、これら墓地の変容は、第1王朝半ば頃における地域社会の集団間関係再編の表徴として捉えることが可能だろう。

ただし、アブ・ロアシュにおける墓の長軸の選択性は微地形による要因も排除できないこと、タルカンにおいては年代決定に用いた墓が少ないため各丘陵の墓域の時期幅が不明瞭であることが課題として挙げられる。よって、本発表の結論はあくまで仮説とし、今後さらなる検証作業を進めていきたい。

6. 東京大学総合研究博物館所蔵のネクタネボ隼像について

藤井 信之

この発表では、東京大学総合研究博物館所蔵のネクタネボ隼像を取り上げ、刻された碑銘の解読結果から、この彫像が安置されていた神殿の所在地を考察し、さらに王名に付されたエピソードに注目して、ネクタネボ2世の治世の一端についても考察を進めた。

ネクタネボ隼像はネクタネボ2世の国王祭祀に関わるものと考えられており、これまで8例が報告されていた。まず2006年にN. Spencerが7例の存在を列挙し、さらに2018年にA. Forgeauがこのリストにミュンヘン・エジプト博物館所蔵の1例を加えることができた。しかし調べてみると、ミュンヘンの所蔵品は、かつてリヨン在住の個人コレクターが所有していたものと同一であり、Spencerが挙げていた7例のうちの一つであることが判った。

東京大学総合研究博物館所蔵のネクタネボ隼像は、彫刻家の若林奮氏が所蔵していたもので、若林夏欧氏によって寄贈されたものである。上記から、この彫像は8例目ということになりそうだが、先の7例と照合していくと、破損状態と碑銘から、実はSpencerが挙げていたカイロ在住のコレクターが所蔵していたものと同一のものであることが判った。それ故、この彫像は報告がなされた1954年頃まではカイロの個人コレクター所有であったことが判った。

碑銘の解読結果から、この彫像にはネクタネボ2世の五つの王号と神への祈願が記されていることが判った。ここに現れる神は、ヘビトのイシス女神とオシリス・アンジュティ神であることから、この彫像は、ヘビト、すなわちベフベイト・アル=ハガルに安置されていたものと考えられる。またホルス名に付されたエピソードから、彼がヘビトの町においてオシリス・アンジュティの聖域を整備したと考えられることを指摘し、東京大学総合研究博物館所蔵のネクタネボ隼像は、ヘビトの町のオシリス・アンジュティの聖域に安置され祭祀されていた可能

性が高いということを指摘した。

ネクタネボ2世は父チャイハブイムウのクーデタで即位することになった。彼の王権は正統性を欠くものであった。ネクタネボ2世は、「ネクタネボ隼像」を各地の神殿で祭祀させることによって、自らの王権の正統化を図ったと考えられる。ホルス名に付されたもう一つのエピソード「ヘビトの女主人の優れた相続者」は、このような彼の王権の正統化のなかで理解できるであろう。

7. エジプト、サッカラのイドゥートの壁画の復元プロジェクトの成果

吹田 浩・吹田 真里子

関西大学では、2003年からエジプトのサッカラにあるイドゥートの地下埋葬室壁画の修復のために調査と修復作業を行ってきた。これは、科学研究費（A）（B）、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業、住友財団からの助成による文理融合の研究、多国間での共同研究に基づいている。イドゥートは古王国末期の王女であり、前2360年ごろの人物である。第5王朝最後の王ウニスのピラミッド複合体にあって、サッカラを代表する美しいレリーフを持っている。地下埋葬室の壁画は大変美しいが、4千年にわたる劣化のために多く個所で剥落し、永遠に失われる危機にあった。そこで、壁画の剥ぎ取りなどによる修復作業に加えて、剥落した壁画片を回収し、本来の場所に戻すために、壁画片の復元作業を進めている。

イドゥートの墓は、1927年に発見された（C. M. Firth, “Excavations of the Service des Antiquités at Saqqara,” ASAE 27.）。その後、1935年にエジプト人インスペクターが報告書を出版している（R. Macramallah, *Le Mastaba d’Idout*, Cairo）。また、2003年にも新しい報告者が出ている（N. Kanawati, *The Toms of Inyefert and Ihy (Reused by Idut)*）。

イドゥートの壁画は、1935年のマクラマッラーによれば、約3分の2が残っていた。2003年に関西大学が調査を開始した際には3分に1が残っている状態であった。70年のあいだに3分の1が剥落したことになる。

埋葬室の西壁は、王宮ファサードを模したデザインが描かれており、剥落壁画片の多くを復元できる。また、北壁と東壁は、供物リストが書かれており、壁画片に文字が残されている場合、復元可能なものがある。ただし、部分的な文字では完全に復元することはむつかしく、また北面と東面に同じ文字があるはずであり、どちらに属するかは、壁画片の裏の母岩の形状を確認しなければならず、困難が増す。イドゥートの埋葬室には、何人かの訪問者があったことが考えられ、壁画片の回収位置は攪乱されている。その他に、各種のパン、ビール壺、ワイン壺、牛、果物、野菜などの供物の絵が多く描かれているが、これらは、部分的にしか残っていないため、復元は極めて困難である。

8. スーダン考古学的文脈での主要用語の再定義：AskutとTombosの発掘成果を踏まえて

関広 尚世・Stuart Tyson Smith

本発表では、古代スーダン史の叙述に用いる「ヌビア」「クシュ」「第25王朝」「ブラックファラオ」の再定義を目的とした。

関広は、2018年のInternational Conference for Nubian Studiesで再定義の必要性を説いたが、その必要性はスーダンで調査研究を行う研究者間でも国際的な高まりをみせている。日本でのスーダン資料展示では、古代スーダンが古代エジプトのコピー国家であるかのような表現がとられてきた。一方、スミスは古代エジプトの植民地であったアスクート遺跡とトンボス遺跡の調査成果から、個人の信仰、食文化、日用土器の生産には「ヌビア」の影響がみられ、両文化の交流に女性が中心的な役割を果たしたことを明らかにした。動向を踏まえた再定義は以下の通りである。

「ヌビア」は、第1急湍からハルツームにあるナイル川の合流点あたりまでを指し、ヌビア人は紀元前3世紀頃からミドルナイル（ナイル川中流域）にいる人々を指し、人種を示す言葉ではない。また、ヌビア王国はキリスト教期の王国を指す。そして、古代エジプト語の金を表す「ヌブ」と、金の産出地であるヌビアは音韻の類似の

みで相関関係はない。

「クシュ」は、紀元前1800年頃はナイル川第2～4急湍の政体の一つを指し、ナパタ期に入ってクシュ王という表記が現れ、第1～6急湍を指すようになったと考えられる。クシュ人も人種を指す言葉ではなく、「ヌビア」=「クシュ」とすることもできない。

「第25王朝」は、スーダン考古学ではナパタ期の一部、あるいは並行期でしかない。細かい叙述には、エジプトを支配した時期としてクシュ王名を併記すれば混乱は免れる。

「ブラックファラオ」は、米国でのボストン美術館展でも取り上げられた通り、エジプト学の中に潜むレイシズムの象徴である。C. G. セリグマン (Seligman) が、白人とエジプト人、ハムまたは黒人とクシュを結び付けたため、エジプトとクシュの関係に現代の植民地政策と奴隷制が関連付けられていったことで生まれた一種の差別用語であり、再定義は不要である。

つまり、スーダン考古学から見た「ヌビア」はより限定的な用法になる。地域は時期に関わらず「ミドルナイル」、集団は古代が「クシュ」や「ヌビア」、政体／王国は「クシュ」、文化は「クシュ」や「ヌビア」としたい。ただし、この場合の「ヌビア」とは多民族国家内の一集団としての「ヌビア」である。そして中世では、集団・政体／王国・文化のいずれも「ヌビア」と呼んでおきたい。

9. スリランカ・ポロンナルワ周辺部の貯水池群の様相：高精度DTMを用いたワスゴムワ国立公園内の貯水池検出について

鈴木 慎也

ポロンナルワに都がおかれていた11～13世紀頃、貯水灌漑文明は最盛期を迎える。都周辺には多くの貯水池が造られ、古都アヌラダプラと並ぶ島内有数の穀倉地帯となった。その中で、現在、ワスゴムワ国立公園が広がっているポロンナルワ南側地域は、先行研究において、他の周辺部と比べ、貯水池の分布密度が極端に低い地域として位置づけられてきた。

ワスゴムワ国立公園は、東側が島内最大の流域面積を誇るマハウェリ川に、北側と西側が支流のアンバン川にそれぞれ囲まれている。園内には、マハウェリ川に注ぐ、東西に並行して流れるワスゴムワ川とカラパナネ川が存在している。ワスゴムワ川の下流域には、広大な平坦部が広がっており、当時は水田として利用されていたと考えられる。この平坦部に用水をもたらすために築造された貯水池は、地形図上で確認できるだけでも12か所にのぼる。それに対し、ワスゴムワ川の北側に位置するカラパナネ川の下流域も、同様に広大な水田地帯が広がっていたと推察されるが、地形図上で確認できる貯水池はわずか2か所である。両流域ともに年間降雨量が1750 mm以下の乾燥地帯であり、地質学的、土壌学的にも同様の特徴を示しているにもかかわらず、貯水池数に大きな差が認められる。また、カラパナネ川流域内で確認できる貯水池はいずれも小規模であることから、乾季に下流域の水田地帯に十分な用水を供給できたとは考えにくい。以上の点から、カラパナネ川流域には、未確認の貯水池が複数存在する可能性が高いのではないか、という仮説を立て、数値地形モデル (DTM: Digital Terrain Model) を用いたGIS分析により、未発見の貯水池の検出を試みた。

分析の結果、対象流域内において、候補地が72か所検出された。これらの中には窪地のような自然地形も含まれている可能性が高いことから、周辺地域において堤体および排水施設が確認されている貯水池の中で、最も推定貯水量が少ないヌワラガルカンダ貯水池を閾値としたところ、候補地は62か所となった。本研究によって、ポロンナルワ南側地域が多数の貯水池を有する穀倉地帯であった可能性が高いことが示唆されたことで、これまで不明であった対象地域の当時の開発状況の一端が明らかとなった。

第2部会

1. 早稲田大学會津八一記念博物館所蔵の「黒頭赤器手付碗」

伊藤 結華・馬場 匡浩

早稲田大学會津八一記念博物館に寄贈された小野義一郎コレクションには、「古代エジプト バダリー期」お

よび「黒頭赤器手付盃」と箱書きされた完形の碗形土器が含まれている。いわゆる「黒頂土器 (Black-topped pottery)」と鑑定された資料である。黒頂土器は、美しく磨き上げられた胴部の赤色と口縁部の漆黒が見事なコントラストを呈する、エジプト先王朝時代を代表する土器の一つである。当該資料の鑑定方法や出土地などの記録は残されていないが、特徴的な配色から古代エジプトの土器と判断されたと思われる。

未報告であった当該資料の観察・記録を実施したところ、先王朝時代の黒頂土器とするには違和感を覚えた。それは、器形と把手、そして胎土においてである。器形は手捏ねで成形された小型の丸底碗で、口縁部に穿孔把手を一つ有するのが特徴である。胎土は、肉眼観察でも確認できる石灰質鉱物 (カルサイト) を含有する。管見の限り、先王朝時代の黒頂土器でこうした属性をもつ資料を知らない。実際、同様の配色を持つ土器は、先王朝時代どころかエジプトに限定されるわけでもない。そこで本発表では、こうした広義の黒頂土器の文脈で当該資料の位置付けを図った。上述の3つの属性に注目して、ナイル川流域で時代と地域を広げ、かつ西アジアや東地中海も含めて類例を求める手順をとった。

まず、エジプトで出現期から資料を概観していった。その結果、丸底碗は存在するものの、穿孔把手が付される例は確認できなかった。また、ナカダ文化期の中頃から石灰質胎土が出現するが、黒頂土器に用いられることはなかった。やはり、先王朝時代の黒頂土器ではないのである。なお、ヌビアの黒頂土器も器形以外に属性の一致がみられなかった。つづいて、トランスコーカサスから東アナトリアにかけて展開するクラ・アラクス文化の赤黒磨研土器を調べたところ、穿孔把手を有する丸底碗は存在したが、一致する胎土はみられなかった。そこで、隣接するキプロス島北部に類例を求めた。当地の土器は、石灰質片を多く含有する石灰質胎土であることが分析で明らかにされており、器形・把手・胎土すべての属性に一致が認められた。以上より、早稲田大学會津八一記念博物館所蔵の「黒頭赤器手付碗」は、キプロス産であると結論づけた。

2. ダハシュール北遺跡の神官タの墓

馬場 匡浩・宮崎 滯菜

本発表の対象は、ダハシュール北遺跡で発見されたタの墓である。地上に神殿様式の礼拝施設をもつ墳墓である。この墓では、地下から文字が刻まれた副葬品と地上の建材が数多く出土し、墓の上下の資料から被葬者を特定できる当遺跡ではまれな例である。本発表では、時期推定と地上礼拝施設の復元、そして被葬者である神官タの人物像について述べた。

時期について、まず取り上げるべき副葬品は20点の完形シャブティである。シュナイダーの分類に準拠すると、ミイラ型 (VB4-I5-Tp7a) と着衣型 (VIC-I5-Tp7a) であり、後者は19王朝以降の特徴となる。さらに、地上礼拝所の建材には「夜の太陽の船 (夜明け前の場面)」が描かれており、これも時期推定の資料となる。かつて概報では、昼と夜の船を区別する表現はラメセス6世の王墓にみられることから、20王朝に比定していた。しかし、夜の太陽の船の表現は、19王朝前半のパピルスにもみられる。また、太陽を東の地平線上に押し上げる夜明け前の場面は、セティ1世石棺の「門の書」にすでに描かれている。土器資料を勘案しても、タ墓を19王朝とするのが妥当であろう。

地上礼拝施設の復元では、平面プラン、円柱、角柱を考察した。遺構は南壁体の床面石材がわずかに残るのみだが、シャフト入口を中心に反転させると内法945 cm × 473 cm となり、これは18 × 9キュービットに相当する。円柱はティアのパピルス柱を参考に高さ208 cm、角柱もティアのジェド柱のプロポーシオンから高さ209 cmと復元した。円柱と角柱がほぼ同じ高さであるため、どちらもシャフトを囲むように中庭に据えられたものと判断した。リントルヤトラスの建材を加味して、中庭天井高は236 cm、至聖所開口高は171 cmと割り出した。また、これら平面・断面の数値からレリーフの置かれた位置を特定し、地上礼拝施設全体の復元案を提示した。

タの人物像については、称号から考察を加えた。「プタハのウアブ神官・朗誦神官」とともに「黄金の館の金細工長」の称号も保有する。後者は下位のウアブ神官も持つ称号であり、神像づくりの場にて儀式を行うものと考えられる。他に、「ソカルの神殿/ソカル聖船の場にアクセスできる者」と「二国の主の神聖な供物を準備する者」

と解釈できる称号もあり、これらは他に例のない特異なものである。墓の規模からもタは中堅以上の神官であり、メンフィスにてプタハとソカルの神に仕えた人物であったといえる。

3. カノボス壺の変遷と棺・「死者の書」からの影響：ダハシュール北遺跡出土資料を中心に

進藤 瑞生・馬場 匡浩

カノボス壺とはミイラ製作時に摘出された内臓を納める容器である。蓋の形態が変化する新王国時代はカノボス壺における画期であるが、資料数の制約から細かな変遷と地域的な様相は明らかではなかった。そこで本発表ではメンフィス・ネクロポリスにおける地域的な様相を明らかにすることを目的に、既存の資料にダハシュール北遺跡の新たな資料を加えてより細かな変遷とその背景を考えた。

分析の方法は、先行研究で重視される属性（形態、銘文、図像、装飾）を基にした蓋、胴部、銘文の新たな分類と、類例や共伴遺物、墓から各タイプの時期比定を行い、それを基軸に各属性の連続性から相対的な編年の確立を企図した。分析の結果として、胴部にロータス文様と図像表現を有し、銘文で女神を排し、オシリス神との関係を強調する特徴を併せ持つダハシュール北遺跡の資料を相対的に19王朝後半と位置づけた。これによって19王朝後半の特徴を新たに提示したことで、メンフィス・ネクロポリスにおける18王朝末から20王朝を4区分した詳細な変遷を確認できた。

さらに変遷の要因として特に銘文と図像表現に着目し、「死者の書」第151章の出現割合と棺の影響から考察した。まず、18王朝末のカノボス壺は胴部に図像表現を伴わず、銘文は「死者の書」第151章に影響を受けている。しかし19王朝前半以降、図像表現が導入され、銘文では女神の登場頻度が低下し、オシリス神との関係が強調される。ボン大学による「死者の書」の集成に基づく、19・20王朝にかけてあらゆる場面において第151章の出現割合が低下する。つまり、カノボス壺においてもこの時期に第151章の影響を強く受けにくい素地ができていた可能性がある。また新王国時代のカノボス壺が棺から影響を受けていることは装飾の例からも明らかである。「死者の書」第151章の影響を受けている18王朝末では、カノボス壺と親和性の低い図像表現を有する黒色木棺が影響を与える余地はなかったと考えられる。しかし、19王朝前半以降、「死者の書」第151章の影響が低下したことに加え、親和性の高い図像表現を有する黄色木棺の導入に伴って、カノボス壺胴部の銘文、図像に変化が生じたと結論付けた。

4. 古代エジプト新王国時代のアンフォラの編年について

高橋 寿光

古代エジプト新王国時代（紀元前1570年頃～1070年頃）の「アンフォラ」と呼ばれる土器は、当時の主要な交易品（ワイン、オイル）専用の容器であった。ワインやオイルは、国内はもとより東地中海世界において国際的な取引が盛んに行われていたため、その容器であるアンフォラの交易網を復元することで当時の経済や国際関係の実態を明らかにすることが可能である。こうした点を踏まえ、発表者はアンフォラの交易網を復元する研究を開始した。

ただし、アンフォラについては研究の基礎となる編年に曖昧な点が残されていたため、まずはダハシュール北遺跡の資料をもとに編年の研究を行なった。本発表では構築した編年を示すとともに、各時期のアンフォラの特徴について述べる。

本発表では以下のように編年の考察を行った。まずアンフォラの胎土、器形、サイズ、製作技法などを確認し、それらが同一のグループを同じ時代と捉える。そしてこれらの各グループについて、墓の共伴遺物や類例を総合し、年代を考えて、最終的にアンフォラの編年を構築していった。考察の対象とするのは、発表者が調査を行ったダハシュール北遺跡のアンフォラ50個体である。また新王国時代では細型と大型の2種類のアンフォラがあるため、それぞれ分けて編年の考察を行った。

考察の結果、ダハシュール北遺跡の細型と大型アンフォラについてそれぞれ5期、4期に分類することができた。

これによりこれまで提示されていたアンフォラの編年に新たな情報を加えることができた。特に第18王朝末から第19王朝中期、第19王朝後期から第20王朝前半の年代について、これまで曖昧であった箇所を明らかにすることができたのは大きな成果である。また考察において胎土、器形のみならず、これまで注目されてこなかったサイズ、製作技法に着目した点も成果として挙げるができる。これにより総合的に年代を判断することができ、より蓋然性の高い編年を提示することができたと考える。本研究により今後のアンフォラ交易網の復元研究の基礎を築くことができた。

5. クフ王第2の船の天蓋梁配列と刻まれた2種類の番付

山田 綾乃

クフ王のピラミッド南脇から発見された大型木造船・クフ王第2の船は、船坑からの部材の取り上げが完了し、現在本格的な船体復元作業に移る準備を進めている（日本エジプト合同プロジェクト、日本側代表：吉村作治東日本国際大学総長）。本発表では、甲板室を覆うように天蓋が存在していたことを示唆する部材を紹介し、そのうち18本連続して整列する天蓋梁の配列について、部材形状と刻まれた2種類の番付に着目し分析・考察した。

まず、類似するクフ王第1の船で測定された天蓋梁の寸法などを参考に、18本の甲板室を覆う天蓋梁を特定した。全長は269～415 cmの間に収まり、それぞれ5～10 cmごとに異なる長さをもつ。

続いて、梁材の配列を検討した。配列は、船首側が広い台形平面の甲板室を覆うことを想定し、全長の違いに従い整列させた。ただし、ほぼ左右対称の構造のため建造当時の梁の左右の判断が付かなかった。そこで、部材に刻まれていた文字資料に着目した。文字が記されるパターンは4つに分類することができ、そのうち梁の両端からそれぞれ20～40 cmの箇所刻まれた文字には、以下のような2種類の法則性が見出された。

A：長さの長い梁から順に、イミイ・ウエレットの文字と1～18までの数字が刻まれている。

B：Aと反対側の端には、長さの短い梁から順に1～18までの数字が刻まれている。1～10まではイミイ・ネジェス、11～18までにはタァ・ウルの文字が付随する。

船体の他の部材において、イミイ・ウエレットは右舷側、イミイ・ネジェスとタァ・ウルは左舷側にその部材を配置する意味をもつことが判明している。よって、2種類の文字資料を頼りに左右の向きが特定され、さらに数字により配列の整合性が確かめられた。

天蓋梁で使われたこれら2種類の番付は数字を振る方向が明らかに異なり、付随する文字の数と種類も違う。その理由を考えるにあたって、発表者は港湾遺跡の船倉で発見された船材に同様の文字が刻まれている事例や、造船後に本船が河岸段丘上に運ばれる際にはある程度解体された可能性があることなどを指摘した。すなわち、2種類の番付は双方ともに梁の配列を表しており、それを指示あるいは記録するために梁の両端に刻まれたという用途に相違はないが、造船とその後の儀礼に伴う再組立てという異なる段階でそれぞれ機能していたのではないかと考察した。

6. 船坑の特徴から探るクフ王第2の船の当初計画

柏木 裕之

エジプト、クフ王ピラミッド南脇には、2隻の木造船が岩盤を矩形に掘り窪めた「船坑」に、解体された状態で埋設された。このうち西側の船（第2の船）は、エジプト日本合同調査隊（日本側代表：吉村作治東日本国際大学総長）によって調査研究が進められ、2021年10月までに全部材の取り上げと船坑の清掃作業が完了した。

船坑は、蓋石を載せる幅広の部分と木材を納める幅狭の上下二段からなる。発表者は当学会大会で一連の工程を検討し、上下段の掘削と蓋石の設置作業は同時並行的に進められ、更に蓋石を2割ほど残した段階で木材が搬入されたと考えた。

完掘で判明した船坑下段の壁面は大きくうねっており、その歪みは、蓋石が載った薄暗い中で下段の掘削がなされたためと考えるならば、提示した仮説は一定の説得力を持つといえよう。

船坑下段の規模は、東西約32 m、南北約2.6 m、深さ約3.2 mと計測された。また船坑内の部材は、当初の船

の形状を強く意識し、反映した形で置かれていた。だが船坑の全長は、第2の船の推定全長約42 mよりも10 m程度短く、両者の不一致が疑問点として残った。

また船坑底面には、赤色の線が約1 m間隔で短辺（南北）方向に太く引かれ、赤線部分の岩盤は周囲よりもやや低くなっていた。岩窟墓の壁面整形工程を参照すると、最終的な仕上げ面を一定間隔の溝として先に用意し、そこに引かれた赤線面を削るという工法が類推された。だがこの手法は壁面では用いられておらず、疑問が残る。

更に船坑東端には岩盤を削った傾斜路が用意されていた。これにより長大部材の搬入は可能となったが、据える蓋石の数を減らせば不要な工事であり、疑問である。

これら3点の疑問に対し、船坑の掘削段階では、一回り小さな船を納める計画があったと解釈したい。そうであれば船坑と船の規模の不一致はあり得る話である。納める船の大型化に伴い部材数や長さも大きくなったが、船坑の拡張は既に蓋石が据えられていたため困難で、下面の掘り下げのみが実施された。更にこの計画変更は掘削工事が完了した後と考えられ、掘り下げ作業を急ぐため、多くの人間を投入し分担できるよう、赤線の溝で区分けする工法が選択されたと説明できる。傾斜路はその掘り下げが不十分であったために行われた工事と考えたい。このように当初一回り小さな船が納められる計画があり、それに対応して船坑の掘削が行われたが、何らかの理由で現状の船に変更され、調整が図られたと考えた。

7. エジプト中王国時代末期の葬送儀礼にみられる伝統の変化とその継承

山崎 世理愛

中王国時代は第13王朝中頃に北のイチャウイから南のテーベに支配層が移動したことで終焉を迎えるが、北部（＝中央）と南部の要素を併せ持つ埋葬がテーベにあることなどから、中王国時代末期に「中央の伝統」が南部への影響力を増大していくと言われる。しかし、中央の伝統とされるものは中王国時代の物質文化を包括的に捉えたものであった。そこで本発表では、特に中王国時代に確立し実践され続ける器物奉獻儀礼に着目し、第二中間期以降に引き継がれる中王国時代の中央の伝統の実態に迫った。

検討の結果、中王国時代前期に中部エジプト以南で局地的に実践され姿を消した儀礼が第13王朝の北部エジプトの王族墓で再度行為化され、むしろそれが第二中間期の南部エジプトへ継承される主要素となることが分かった。具体的には、大きく3種類に分けられる器物奉獻儀礼のうち、中王国時代には主に2種類がオブジェクト・フリーズとして棺に描写されたり実物の副葬によって各地で実践されたが、残る「王権の象徴奉獻儀礼」は中王国時代前期に中部エジプト以南で局地的に実践されたものの、その後ほぼ姿を消す。そうした中、第13王朝のホル王とヌブヘテプティケレド王女の埋葬において「王権の象徴奉獻儀礼」に属する実物が儀礼を意図して副葬配置された様子から、再度行為化されていたことが分かる。そして、第二中間期に特徴的なリシ棺における主要な装飾は、「王権の象徴奉獻儀礼」に属するものの表現となるのである。また、器物奉獻儀礼は新王国時代のテーベの墓の壁面にも見られるが、中王国時代には各地へ広まらなかった「王権の象徴奉獻儀礼」の供物やミイラマスクが描かれている。ミイラマスクは中王国時代に供物として描かれることはほぼなく、例外として中王国時代初頭の中部エジプト以南のオブジェクト・フリーズが挙げられるが、やがて姿を消す。そして第13王朝の王族墓で再び取り入れられ、のちの時代における器物奉獻儀礼の主要素になるという「王権の象徴奉獻儀礼」と同様の流れが復元できる。

以上より、南部に影響を与えた中央の伝統とは中王国時代の典型的なものだけではなく、実際は中王国時代には広まらなかった要素が含まれる。その背景として、中部エジプト以南ですでに価値が認められていた儀礼を中王国時代末期に王族など上層が取り入れることで、今後の支配で重要になる南部を内的に取り込もうとした可能性が考えられる。

8. 古代エジプト第18王朝時代の『死者の書』における冥界の判事について

肥後 時尚

古代エジプトの「死者の審判」は、エジプト新王国時代からローマ支配時代（紀元前16世紀～紀元後4世紀）

までの数多くの『死者の書』にみられる代表的な概念の1つである。「死者の審判」の一過程である「無罪の宣言」の場面において、死者は42柱の冥界の判事に対する生前の身の潔白を宣言した後、オシリス神による審判を通して復活を果たすことができるとされていた。様々な復活のプロセスが併存する古代エジプトにおいて、「死者の審判」は、1500年以上にわたり受け継がれた稀有な例であり、この概念の重要性は広く認識されている。

しかしながら、これまでの『死者の書』の研究は、呪文全体の内容理解を目的とする文献研究が精力的になされる一方で、呪文に登場する個々の神々の分析や、呪文に付随する図像の検討は不足しており、研究の進展が待たれる。また、『死者の書』に描写された「無罪の宣言」についても、42柱の判事の正確や配列に関して不明な点が数多く残されている。本発表では、古代エジプトの「死者の審判」の形成過程を明らかにする研究の1つとして、第18王朝時代の『死者の書』に記述された「無罪の宣言」に注目した。17点の写本の内容を分析対象に定め、「無罪の宣言」の場面の各宣言を判事の名称・出自・否定される悪行の3つの要素に区分し、各写本上における諸要素の組み合わせ関係と写本間の差異を比較・分析した。その結果、「無罪の宣言」の場面の内容には、同場面が登場する最初期にあたる第18王朝時代の写本上において、既に写本間の明確な差異が数多く存在することを明らかにした。特に、42番目の宣言に登場する「自らの腕を運ぶ者」の例に見るように、宣言の末尾部分の判事の出自が曖昧かつ統一性に欠ける傾向を示し、全ての判事が異なる出自をもつことを示す写本が第18王朝時代に存在しないことを明らかにした。このような写本間の明確な記述内容の差異は、「無罪の宣言」の場面に変化がないとする従来の見解に疑問を投げかけるものであり、今後の研究において「無罪の宣言」のさらなる検討が求められる。

9. ラメセス朝における軍人階級の興隆とその意義について

遠藤 颯馬

第18王朝後半からラメセス朝における政治史については、古くから有力な学説が存在する。それは、多くの軍事遠征を経験するなかで次第に社会における軍の重要性が増大していき、軍関係者が政治の担い手となっていった、というものである。

報告者がまず指摘したのは古代エジプトの歴史叙述の問題である。エジプト学では、一次史料を用いて歴史を叙述することに対して、研究者たちが消極的であったが故に、多くの新しい史資料が発見されているにもかかわらず、今日でも古くからの歴史観が無批判に引き継がれていることが指摘されている。それ故、報告者は新王国時代における軍事化という見方についても再検討の余地があると考えられる。

本報告では、ラメセス朝において軍関係者が台頭する契機となったと先行研究がみなしてきたホルエムヘブ王の治世を考察した。ホルエムヘブは、王家出身ではないにもかかわらず、軍功をあげ異例の出世を果たし、ついには王として即位した。それ故、多くの研究者が、即位においては軍の支援を、彼の側近の登用においては軍関係者の優遇を想定してきた。そのような主張の根拠となってきたのが、ホルエムヘブ王の治世における最重要史料である「即位碑文(Turin 1379)」と「勅令碑文」の記述である。一方で、同時期の高官たちのプロソポグラフィ的研究からは、全く異なる知見を得ることが出来る。彼らの多くが、アイヤツタンカーメンといった以前の王たちの治世においても活躍した者たちであった。この事実は、ホルエムヘブが行政上最も重要な高官の登用に関して、以前の時代からの踏襲の方針をとっていたことを示している。ここから、先行研究が「即位碑文」や「勅令碑文」をもとに想定してきたような、独断的で強権的な軍人としてのホルエムヘブ像とは異なる姿を導き出すことができる。すなわち、王としての彼の即位や統治の根拠が、極めて薄弱であったがゆえに、王は主体的に改革など行える状況になく、既存の高官たちを継続して登用せざるを得なかったのである。上記の2つの史料が本来示しているのも、ホルエムヘブが自らの支援基盤であった軍関係者に頼らざるを得なかったという事実なのではないだろうか。以上の考察から、軍人出身のホルエムヘブが古代エジプト社会の軍事化を積極的に推し進めたという単純な見方は適切ではないと報告者は主張した。

10. エジプト、グレコ・ローマン時代におけるテラコッタ製女神像の展開に関する一考察：北サッカラ遺跡，カタコンベ出土資料の類型分析を中心に 岡部 睦

エジプト、グレコ・ローマン時代（プトレマイオス朝時代～ローマ支配時代）に広く見られるテラコッタ製像は、エジプト文化とギリシア・ローマ文化の融合がしばしば看取される資料である。発表者はグレコ・ローマン時代における異文化受容の様相を明らかにする研究の一環として、テラコッタ製女神像を研究対象とし、その形態変容について、類型と出土位置、共伴遺物の分析を通して考察を進めてきた。当該時代のテラコッタ製女神像に関する先行研究では部分的な類型や編年の構築が試みられてきたが、現存する資料の多くは正確な出土記録が欠如した資料であるため、出土状況が定かな資料を対象とした包括的な研究や類型の検討の不足が課題とされてきた。一方、近年では、出土コンテクストが明らかなテラコッタ製像が数多く出土している。そこで、発表者は新たに出土コンテクストが明らかなテラコッタ製女神像を研究対象として類型分類を行なった。その結果、テラコッタ製女神像の形態変容の画期とその全体像を明らかとするとともに、類型の差異についてテラコッタ製女神像が出土した遺跡の性質が影響する可能性を検討してきた。

本発表では、2019年にエジプト、北サッカラ遺跡にて日本・エジプト合同調査隊により発見されたグレコ・ローマン時代のカタコンベから出土したテラコッタ製女神像を主な研究対象とし、これらの出土資料について、発表者が提示したテラコッタ製女神像の形態変容に関する全体像の中での位置付けについて考察を進めた。北サッカラのカタコンベからは複数のテラコッタ製女神像が出土しており、紀元前1世紀～紀元1世紀と年代づけられる出土資料4点においてプトレマイオス朝時代初期にしばしば見られる女神像のポーズである「直立」型とプトレマイオス朝時代末以降に主流となる女神像のポーズである「アナシルマ」型が組み合わせられた「直立アナシルマ」型のポーズを有するテラコッタ製像がうかがえた。また、「直立アナシルマ」型のテラコッタ製像において、頭部装飾や髪形、衣服に関しては古代エジプト文化の要素とギリシア・ローマ文化の異なる要素を有するテラコッタ製女神像がそれぞれ確認された。このように、ポーズにおいてプトレマイオス朝時代初期から続く伝統が継続されながらも、頭部装飾や髪形、衣服においてエジプト文化とギリシア・ローマ文化が共存していたと考える。

第3部会

1. 南レヴァント、ガッスル文化の土器と乳製品利用 足立 拓朗

西アジアの先史時代における乳製品利用の研究は、土器附着炭化物の分析による新しい研究方法により新展開を迎えている。ただ、その確実な証拠は北西トルコに多く見られ、西アジア全域の検証はまだこれからである。

西アジアの先史時代の乳製品利用を考える上で重要な考古学文化は、南レヴァントの銅石器時代（紀元前4800～3600年頃）のガッスル文化である。ガッスル文化にはチャーン形の土器が存在していることから、バター製造が確実に実施されたと考えられている。チャーンとはミルクを振盪することによって、バターを製作する道具であり、最近まで西アジアで利用されていた民具である。ただ、本来のチャーンは皮革製品であり、このチャーン形土器で実際にバター製造に使用されていたかどうか検証する必要がある。

金沢大学では、このガッスル文化に属すると考えられるハラート・ジュハイラ2遺跡を調査している。残念ながら、このチャーン形土器は出土していない。そのため、本研究では、ガッスル文化でこのチャーン形土器以外で乳製品利用に使用されたと考えられる土器について分析する。具体的には無頸壺（Hole Mouth Jar）とよばれる器形である。この無頸壺の分析から、ガッスル文化の乳製品加工の技術を検討する。

西アジアの先史時代において、どのような乳製品加工技術が使用されていたかは、まだ不明な部分が多いため、その検証には仮説を立てておく必要がある。平田昌弘はこの課題に対して、興味深い仮説を提示している。平田は西アジアの乳製品加工技術を「西アジア型の発酵乳系列群」と位置付けており、この技術を長期保存可能なバターオイルと非熟成チーズを製作する技術であるとみなしている。そして、この技術では最初に乳を加熱殺菌する必要があり、そのためには土器の存在が必要不可欠である、と述べている。本研究では、この平田仮説を検証する

ために無頸壺の分析を実施した。

ハラート・ジュハイラ2遺跡の無頸壺のガッスル文化の典型的な類例とはやや異なっており、ネゲブ地方の銅石器時代土器の特徴を有している。これは、ハラート・ジュハイラ2遺跡が合する文化の南限に位置しているためと考えられる。コロナ禍のために科学分析は実施できなかったが、無頸壺の外表面には煤状の炭化物が付着していることから、今後の土器付着炭化物の分析による乳製品利用の検討が期待される。

2. ウル第三王朝期の神格化とエンリル

辻坂 真也

古代メソポタミアにおける王の神格化は、アッカド王朝期のナラムシン、及び続くウル第三王朝期のシュルギによって導入されたものである。王の神格化は、王の名前に、本来神々の名前にのみ用いられる限定符 dingir が使用されていたことを一般的に指している。この慣習は百年程度しか続かなかった一方で、その現象の特異性から、多くの研究者によって、その目的や原因を議論されてきた。その目的や原因は従来、この二つの王朝が、都市国家から領域国家への転換期であったため、従来の支配者以上の権威を欲したというものや、政治的な危機から脱するために王の神格化を導入した、と考えられてきた。本発表では、この王の神格化について、ウル第三王朝に見られる物の神格化と、王の称号の変化に注目し、従来の研究では見過ごされてきた点を指摘する。

物の神格化は、つまり人工物や自然物に対し、限定符 dingir が与えられるという現象自体は、元々初期王朝期にも僅かに確認できるが、ウル第三王朝期にはその事例数が非常に拡大する。そして最も多く確認できた事例が、三代目君主、アマルシンが神エンリルに報じたとされる「エンリルの玉座」であった。また他にも、エンリルと関連した道具の神格化が、この時代に確認できる。

エンリルは、神々の父として、王に王権を授ける役割を担っていた神であったが、それはウル第三王朝においても同様であった。先ほどのアマルシン、及び、その後継者であるシュシンは、「神エンリルに選ばれた」という称号を重用した。エンリルに選ばれたと述べる王は、決して前例がないわけではなかったが、それ以前の王たちは、エンリル以外の神も、同時にこの「選ばれた」という称号に採用しており、従ってエンリルのみをこの称号に引用していたアマルシンとシュシンは異例な王であった。

アマルシンとシュシンは、それ以前の王以上に、エンリルに対し強い崇敬を表明し、そして彼らはしばしばこの神に属する道具を神格化した。エンリルに属する道具の神格化、及びエンリルに依拠した王の正当性の主張が、王の神格化と、どの程度関連するのかは今後も更なる検討が必要だが、これらは、ウル第三王朝においてアマルシン以降、同じく限定符 dingir を用いた王の神格化が、エンリルによって王権を与えられたことを強調する現象へ発展していた可能性を示唆している。

3. 北東ペルシャにおける後期青銅器時代からメディア期にかけての集落動態

有松 唯

古代西アジアの後期青銅器時代から鉄器時代、概ね紀元前2千年紀後半から紀元前1千年紀にかけては、古代以降にも引き続く歴史の転換期として位置づけられてきた。前2千年紀後葉におこる気候変動（3.2Ka イベント）を背景とし、既存の政治体制や外交バランス、経済システムが崩壊した後に、古代帝国が歴史の主体となっていく。物質文化の側面でも鉄器の普及という新たな段階に至る。発表者はこれまで、イラン北部に着目しながら、当該期の物質文化の通時的変化を明らかにしてきた。その中で、前1千年紀前葉におこる精製土器の広域での斉一化を指摘した。オレンジ・ウェアと称される精製土器群は、製作技法や器種構成など、前時期までの土器とは多くの点で異なっていること、また、カスピ海南岸域のほぼ全域に共通して分布する初の土器様式としても注目に値する。さらに重要なのは、イラン北西部では、この土器の出現がセトルメントパターンの変化（拠点集落の出現、集落の増加）と関連し、鉄器の普及とも並行しておこることから、生活様式や生業形態の変容を伴う画期的現象を反映していると考えられる。

本発表では、この精製土器斉一化現象について史的な位置づけと実態との精査を目的とし、イラン北東部に着目

し、オレンジ・ウェアを伴う集落の動態（増減・居住域）の検証を試みた。北東部でもオレンジ・ウェアが検出されているが、北東部においては当該期の様相は基礎的データからして不十分な状況にある。そこで、前2千年紀から前1千年紀の前半にかけて、当地で実施された遺跡踏査の未公表資料を用いて、土器変化ならびに並行するセトルメントパターンの変化を抽出し、オレンジ・ウェアの分布に伴う集落の増加・居住域の拡大はどこまで一般化し得る現象なのか、またこの精製土器の広域分布はどういった画期として位置づけられるのか、検討を行った。分析の結果、前1千年紀前半、先行する時期に比べてオレンジ・ウェアを伴う集落数は大幅に増加していたことが明らかになった。さらに居住域も拡大しており、特に、居住痕跡の乏しかった（活用が困難な）エリアへの進出が達成されていた可能性が指摘できることは重要である。概ね、北西部と類似する変化傾向が推定できることから、同時期、ベルシャ北部では、文化的斉一化と連動する地域社会の構造的変化が広域で起こっていた可能性を改めて指摘できる。

4. ヘレニズム時代のウルクにおけるシュメル語祈祷

柴田 大輔

メソポタミア南部のウルクからは、ヘレニズム時代に作成された楔形文字文書も多数発見されている。そういった楔形文字文書の多くは、当地におけるアヌなどの神殿とその祭儀に関連する。これまでの研究により、前484年に起こったクセルクセス一世に対する反乱鎮圧の際、ウルクにおける本来の主神殿であったイナンナ／イシュタルのエアンナ神殿組織が崩壊し、代わりに地元のエリートたちによってアヌ神の新しい祭儀が創設されたこと、さらに、(ビート・)レーシュという名の新しいアヌ神殿をはじめとする神殿が徐々に建設され、特に前3世紀にセレウコス朝支配下のウルク知事たち(ニカルコスとケファロン)によって諸神殿の大々的な建設・増築事業が実施されたことなどが明らかにされた。この新しい神殿の建設や祭儀伝統の創設に関しては、バビロンにおけるマルドゥクの神殿建築と祭儀が手本になったことや、メソポタミアの学知の伝統が参照されたことなどが指摘されているものの、その具体的な様相の解明は今後の課題である。そこで本発表では、このような祭儀において歌唱・朗唱された様々なシュメル語祈祷に着目し、その特性を整理した上で、カルトゥとアーシブトゥの両方を含む他のシュメル語祈祷・呪文と比較することにより、新祭儀創設の一環として行われた新しいシュメル語祈祷の作成をめぐる問題を明確にする。

5. 仏像出現にかかわる歴史的文脈

内記 理

J. E. van ロフイゼン・ド・レーウ氏によるマトゥラー起源説(Lohuizen-de Leeuw 1981)が有力に考えられた時代にあつて、今世紀初頭に桑山正進氏は西北インドのタキシラでの仏像の出現時期を検討し、広義のガンダーラにおける仏像の起源説の有効性を提示した(桑山 2003)。さらに、宮治昭氏は西北インドのスワートにおける仏像の出現の過程を論理的に説明した(宮治 2005)。マトゥラーにおいて科学的な視点から仏像出現の過程が説明されていない現状にあつては、仏像は広義のガンダーラにおいて出現したと考える方が無難である。また、これら以外の研究として、A. H. ダーニー氏による仏像の北方パキスタン起源説も無視することができない(Dani 1987)。なぜならば、ダーニー氏の研究に従えば、仏像の出現時期が従来言われていた年代よりも大きく遡ることになるためである。

本発表では最初に、仏像の出現にかかわるこれらの研究の内容を確認し、それぞれの研究の有効性を検討した。図像の変化を論理的に説明した宮治昭氏の研究においては、ガンダーラ彫刻の「梵天勧請」場面におけるブッダの象徴表現から人間表現への変化が跡づけられ、仏像は紀元後1世紀前半ないし中頃に出現した、と説明された。イタリア隊によるスワート地方プトカラI寺院址における発掘成果(Faccenna 1974; Faccenna et al. 2003)が援用されており、説明は客観性に富む。しかし、その内容を細かく検証すると、そこにはいくつかの解決すべき問題点があることに気づかされる。主要な根拠として挙げられた彫刻が遺跡出土のものでない点と、年代についての発掘者の見解が無批判に受け入れられている点である。

これらの点を解決するために本発表では、遺跡からの出土資料から仏像の出現過程が追えないかどうかを検討した。プトカラI寺院址やラニガト寺院址から出土した初期のものと思われる彫刻を分析すると、仏像出現の文脈を必ずしも「梵天勧請」場面に置く必要がないこと、また、その年代についても再検討の余地があることが分かった。仏像は西北インドにおいて、紀元後1世紀後半以後のある時期に出現したと考えられる。

6. サウジアラビア北部の碑文遺跡ワーディー・アルヒルカの通時的考察

徳永 里砂

ワーディー・アルヒルカは、サウジアラビア、タブークの北西約75 kmに位置する古代北アラビア文字（ヒスマー文字・サムード文字B、D）・初期イスラーム時代アラビア文字の碑文集中地である。発表者は、2017年よりサウジアラビア文化遺産庁・金沢大学合同調査隊（隊長：藤井純夫教授）に参加し、同地における3期の調査を経て、計162点の碑文（古代北アラビア文字碑文49点、アラビア文字碑文113点）を登録した。

ワーディー・アルヒルカは3筋の小ワーディーにより構成されるが、そのうち、碑文の集中はワーディー・アルマーウと呼ばれる本流の4カ所に見られ、それらをグループI～IVと名付けた。最も上流のIVには、サムード文字Bとヒスマー文字碑文、次いでIIにはヒスマー文字、サムード文字D及び両者混成の碑文と初期イスラーム時代の碑文が存在する。古代北アラビア文字の年代については、サムード文字Bは少なくとも前1千年紀半ば頃、サムード文字Dは3世紀、ヒスマー文字は紀元前後の使用が確認されているが、開始・消滅時期は不明である。一方、下流に位置する最大規模のグループIは、7世紀後半から8世紀末頃の少なくとも4世代の同一集団の人々によるアラビア文字碑文の集中である。IIIは、IとIIの間に散在するヒスマー文字とアラビア文字の碑文を指す。II、III、IVは貯水槽として機能した天然の岩の窪みに隣接する。

各グループにおける文字種間の関係を見てみると、IVではサムード文字B碑文の風化がヒスマー文字碑文のそれよりも進んでおり、両者が共有する文面や固有名詞は存在しない。一方、IIのヒスマー文字碑文とサムード文字Dは、碑文の位置関係、両文字混成碑文の存在、固有名詞の共有から、並行して使用された時期の存在が示唆される。IIのヒスマー文字碑文は、人名の系譜から同一部族によると思われるが、文面や文字の大きさから二期に分けられる。他地域との関連については、岩絵を伴うサムード文字D碑文の刻者が、約100キロ南南東に碑文と岩絵を、アラビア文字碑文の三人の刻者が近隣のワーディーに碑文を残していることを除き、特記すべき点はない。

上記の考察結果と既存の古道研究の知見を総合すると、ワーディー・アルヒルカは北ヒジャーズの主要交通路にはあらず、数百年程度の資料の途切れが二度起きた可能性があるが、千数百年間にわたり地域民の重要な水供給地として特別な地位にあったことがわかる。

7. シルクロードの食文化史

赤司 千恵・中山 誠二

アク・ベシム遺跡はキルギス共和国の北西部、チュー川流域に立地し、5世紀にソグド人の入植によって始まったとされ、7世紀には西突厥の中心地となる。その後西突厥は衰退し、7世紀後半には唐王朝が西域の支配拠点として「碎葉鎮城」（スイヤブ）を建設する。唐が撤退したあとは、カルルクやカラハン朝が支配を争うが、カラハン朝の新しい都バラサグンの建設によって重要性を失い、アク・ベシム遺跡は13世紀までに廃絶される。このようにアク・ベシムでは、さまざまな民族、生業、宗教、出自を持つ人々が往来していた。本研究では、遺跡から出土する植物の種実の分析をおこない、シルクロード沿いの国際都市でどんな植物が利用されていたのか、それが時期的にどう変化したのかを調べた。

通常、有機物である植物は地中で分解されるが、火を受けて炭化した植物は地中でも残って遺跡から出土する。このような炭化した種実を土壌サンプルから回収して同定したところ、これまでに穀類ではコムギ、オオムギ、アワ、キビ、ライムギが、マメ類ではレンズマメ、ヒヨコマメ、ソラマメが、果物類ではブドウ、リンゴ、ナシ、ザクロ、メロン、スイカなどが利用されていたことが分かった。

また、2022年の最新の発掘で得られたサンプルの一次的分析によると、カラハン朝の前と以後では、植物の構成、特に穀類のアセンブリッジが変化した可能性があることが分かった。カラハン朝より前の時期では、コムギ・オオムギを中心として雑穀も伴うという穀類アセンブリッジであるのに対し、カラハン朝以降になると雑穀の割合が増えているほか、アカザ科種子も大量に出土するようになる。動物骨の分析では、同じ頃を境に消費者から生産者へのシフトがあったことが示されており、このような植物種実の変化も、経済活動に何らかの時間的な差異があったことを反映していると考えられる。

参考文献

- 中山誠二・赤司千恵 2019:「アク・ベシム遺跡出土の植物遺存体」『帝京大学文化財研究所研究報告』18, 19-41.
- 中山誠二・赤司千恵 2020:「アク・ベシム遺跡出土の植物遺存体(2)」『帝京大学文化財研究所研究報告』19, 17-34.

8. 川原寺の国際性

下山 繁昭

1) 川原寺の国際性の研究の目的

川原寺の国際性の源はどこにあるのか、大化の改新を断行した後に、日本は外国文化を取り入れ律令国家の基礎を築いて行った時代であった。高句麗色のなごりを探索した。

2) 川原寺の特異性

飛鳥寺、大官大寺、薬師寺は『日本書紀』に創建年代、建立の事情について記載がある。川原寺は飛鳥四大寺であるが草創の記録がない。川原寺式伽藍配置は飛鳥寺の一搭三金堂式（高句麗式）から講堂の一つを省略した。特徴は、中金堂と講堂をコ字形に囲む三面僧坊である。高句麗の聖なる数字、三が封印されている。内部は土間式で僧はベッドと椅子式の生活をしていて、外国人の生活方式である。仏教寺院の本来の立場では塔は法身仏で寺院の中心である。インドのガンダーラの寺院、アジャンターの石窟寺院が塔中心である。ヘレニズムの影響で仏像が造られ、堂に安置されて塔と金堂が伽藍の中心となった。川原寺の裏山からは多量の三尊尊仏が出土した。へら書きで「阿弥他」と書かれ、サンスクリット語の原音を表記していた。粘土版に仏像を型取りして焼成した。源流はアジャンターの石窟寺院にある。図柄の源流はガンダーラである。やがて大同雲崗、大原天龍山、洛陽鞏県、竜門、北魏様式の三尊仏になり伝来した。川原寺には伎楽団が置かれた。西域より伝わった仮面劇である。『日本書紀』新羅の客を饗する為、筑紫に派遣された。また中金堂の礎石は大理石が使われた。礎石は金堂のみ大理石、他にない特徴である。大理石を使うのはエジプトが起源である。造営尺には唐尺を使用した。天武天皇2年(673)三月の条『日本書紀』是月、聚書生、始寫一切經於川原寺。訳:この月に書生を集めて一切經の写經を行った。川原寺の瓦は古代から現代に至るまでの最も優れた文様である。複弁蓮華文である。壬申の乱に功大きい南山城、伊勢、美濃にかけ顕著な分布をしている。天武朝の瓦の分布は政治的な意味を持っていた。西は筑紫の観世音寺、東は下野の薬師寺、中央では飛鳥寺、大官大寺、高麗寺、崇福寺、南滋賀廃寺、穴太廃寺、当麻寺、橘寺、国の仏教政策の基盤の寺院に伝播した。関東では新治廃寺。

3) 高句麗色が認められる遺物

中門の回廊の礎石に特色があった。礎石の隅を三角で窪む切り方にある。隅三角持送り式天井を持つ古墳の造営と同じ考え方である。隅から癩邪が入るのを防ぐ思想である。

第4部会

1. モハンマド・タギー・バハールにおけるサブク概念の検討

中村 菜穂

イランの文学史において、20世紀初頭の立憲革命を中心とする時代は、19世紀以降の近代化の動きを受けて、

政治・社会、文学・思想にわたるあらゆる側面で根底的な変化が生じた。文学においては伝統的学問が権威を失い、代わってヨーロッパから近代的な学問や新しい文学の形態が取り入れられるようになった。このような過渡的な時代を生きた重要な文学者、政治家の一人がモハンマド・タギー・バハール（1886-1951）である。バハールはイラン北東部ホラーサーン地方の主要都市マシュハドに、イマーム・レザー廟の桂冠詩人の子として生まれ、若くして父の職を引き継いだ。立憲革命期の政治詩によって頭角を現す一方、伝統的な詩作にも優れ、近代的志向をもった古典派の詩人とみなされる。代議士として議会政治にも加わったが、レザー・シャーの体制下、2度の投獄を経験する。その彼が1934年、中央に呼び戻され、新たに創設されたテヘラン大学文学部博士課程のテキストとして用意したのがペルシア語散文の歴史を論じた『文体論（*Sabk-shenāsi*）』であった。

サブク（*sabk*）の語は、一般に「方法」を指し、ペルシア文学の用語として「様式、スタイル、文体」等と訳される。バハールによれば、サブクに関する知識は、そもそも詩人たちの間で口伝によって受け継がれた学問的な一分野であった。「ホラーサーン・スタイル」「イラク・スタイル」「インド・スタイル」といった語は韻文の特徴を指すものであったが、『文体論』においてサブクの語は散文にも適用された。バハールはこの過程でヨーロッパ文学における *style* を比較対象とし、新たな文学論の構築を試みた。ビュフォンの「文は人なり」に表されるように、ヨーロッパで「文体」は個人の思想や経験に属し「教えられることが不可能」とされた。バハールは *style* とサブクの語義における共通点、相違点に注意を払いつつ、サブクとは「ある世界観についての文学的な現れであり、その生産物（韻文や散文）の根本的特徴を明らかにするもの」（『文体論』）とした。この議論は後に発展的に継承され、現在、文学事典や教科書的記述においては文学的傾向を示す際の指標に用いられる。ただし『文体論』に遡れば、この概念はバハールにおいて単なる分類や定義にとどまらず、文学に関する幅広い学問的探求を引き出す役割を持っていた点も注目に値する。

2. ペルシア語形容詞の段階性から見た過去分詞型形容詞の役割

五十嵐 小優粒

本発表では、ペルシア語の「*āfarīde*（創造された）」や「*šekaste*（壊れた）」のような、動詞の過去分詞と同じ形の形容詞について、他の形容詞が有する特性と照らしながらペルシア語の形容詞の中でいかなる役割を担っているのか、またその位置づけを提示した。

多くの先行研究では、形容詞の定義を「伴っている名詞について、その説明を与える（名詞を修飾する）」としているが、一言で形容詞といえどもその分類は多岐にわたる。管見の限り、ペルシア語の文法研究においては形容詞を段階性構造の観点から捉えた論考が見られない。そこで、本発表ではこの修飾の働きのうち、動的事象叙述の表象機能に着目し、動詞由来の形容詞について特徴を述べた。日本語や英語の先行研究の捉え方を援用しつつ、形容詞の事象叙述の観点から内在的属性（「雪は白い」などの事物に元々備わっている特徴）と非内在的属性（「部屋が暗かった」、「機嫌がいい」などの可変的な状況を表わすもの）のうち、動詞の過去分詞と同形の形容詞が後者を有するものとして、ペルシア語の中で担っている機能を明示した。一般に属性を表わす形容詞は、ある対象に備わった本質的な属性を表象し時間的な制約を受けない。しかしながら、ある行為による変化や影響、結果状態の残存などを表象するには時間の中で変わり得る可変的な表現が不可欠である。動詞の過去分詞とそれに由来する形容詞は、テンスやアスペクトの介入を許し、時間の経過で変質しうる動的事象を表わすことができる。この点が他の形容詞と一線を画すところで、ペルシア語の中で表現の幅を広げていると言える。

また本発表では、動詞の過去分詞と同形の形容詞の他に、「*por-xor*（大食いの）」などの動詞由来の形容詞も取り上げ、その主従関係についても述べた。

参考文献

大野京子 2007:「形容詞的過去分詞 (Adjectival Past Participle) の選択束縛について」『英語学英米文学論集』(奈良女子大学英語英米文学会) 33, 49-77.

仲本康一郎 2013:「形容詞の段階的構造」『山梨大学教育人間科学紀要』(山梨大学教育人間科学部) 14, 288-297.

益岡隆志 2001:『日本語文法の諸相』くろしお出版.

Mahootian, Shahrzad 2010: *Persian*, London: Routledge.

3. イブン・カイイム・ジャウズィーヤのスーフィズム実践:「預言者の模倣」を中心に 原 陸郎

本発表では、マムルーク朝期のダマスクスで活躍した、ハンバル学派法学者・神学者のイブン・カイイム・ジャウズィーヤ(751/1350年没、以下「イブン・カイイム」)のスーフィズム思想における実践面について考察した。ハンバル学派におけるスーフィズムに関する研究では、イブン・カイイムは比較的取り上げられてきた思想家のひとりである。だが、先行研究は、イブン・アラビー学派のスーフィーたちが唱える「存在一性論」に対する彼の見解を主に扱ってきたため、神秘主義や哲学の議論を中心としたものに留まってきた。そこで本発表では、イブン・カイイムのスーフィズム分野における代表的作品のひとつである『二つの遷喬の道(Ṭarīq al-hijratayn)』と、彼が弟子たちに宛てたとされる『タブーク書簡(al-Risāla al-Tabūkīya)』をもとに、彼が説いたスーフィズム実践について、彼が特に重視していた「預言者の模倣」に注目しながら検討した。

イブン・カイイムによれば、預言者ムハンマドとはスーフィーたちが修行によって至るべき目標である。彼はその内面と外面の両方の模倣を奨励し、そうした「預言者の模倣」こそが修行であると説明する。さらにその実践の中で、おそらく彼独自の心的ヒジュラ(以下「遷喬」)論を用いる。このヒジュラには、タウヒードを説く「神への遷喬」と、ムハンマドの模倣を目指す「使徒への遷喬」の2種類がある。後者においては、修行階梯論と法規定が同じ範疇に括られており、実践的性格を有しているといえる。ここではスーフィズムと他の学問の関係についても示唆されている。また、スーフィーたちはイブラーヒームのように神に定められた方法によってのみ崇拜しなければならないと論じられている。この点においては、イブラーヒームもムハンマドと同様に模倣対象であるものの、ムハンマドのように内外両面を模倣しなければならないとは言われていないことが確認できる。以上のような実践思想は、当時流行していた聖者崇敬やタリーカにおける師弟関係などの現状が反映されたものであろう。つまり、神と預言者以外の宗教的権威を排除した形でのスーフィズム実践を、イブン・カイイムは構築しようとしていたのだと考えられる。

4. 16世紀モロッコにおける「タリーカ・ジャズーリーヤ」のスーフィーたちの思想と活動 棚橋 由賀里

ムハンマド・イブン・スライマーン・ジャズーリーの道統に連なるスーフィーたちは、研究史上において「タリーカ・ジャズーリーヤ」と呼ばれ、サアド朝の成立に助力するなど、15-16世紀モロッコの政治・社会に大きな影響をもたらしたと言われている。先行研究の多くが近代以降の教団組織的性格の強いタリーカ像を想定しながら分析を進めており、教団として統一された思想があるということを前提としてきたのに対し、発表者は、個々のスーフィーの著作・活動から「タリーカ・ジャズーリーヤ」像を積み上げていくことを目指している。

本発表では、16世紀に活躍した同「タリーカ」の第4世代のスーフィー、アブドゥッラー・ハブティーとアブドゥルワリス・ヤルスティーを取り上げるとともに、特に後者の著作『捷徑』を分析し、その執筆目的と背景を探った。スーフィーの修行の心得を説いたこの著作からは様々な内容が読み取れるが、今回は①知識と意志の重要性、②奇跡と偽クトゥブに関する警告、③ズィクルの推奨、の計3点を取り上げた。

①については、修行において知識を持った師につくことと、意志をもって現世の欲望を断ち、神へ専心することの重要性が説かれている一方で、同時代に知識のある師が乏しいことを嘆く記述が存在する。②については、奇跡そのものを目的化することを禁じる一方で、当時の民衆が奇跡の発生を期待していることを示す記述が見られる。また、奇跡を起こしたと嘯きクトゥブの地位すら僭称する無知な者たちが民衆を惑わしていることを、ヤルスティーが問題視していることもわかる。③については、『捷徑』の随所に見られるズィクルの奨励が、修

行のみならず、先述のハブティーが行なっていたビドア廃絶運動と連動している可能性が示唆された。

したがって発表者は、『捷徑』の執筆背景には、正しい知識を持つスーフィーの不足と、民衆や修行者が知識の乏しい者たちに従っている状況があり、ヤルスティーはタサウウフに関する正しい知識と修行法を広めるために『捷徑』を執筆したと結論づけた。ズィクルの奨励がハブティーの運動と連動している可能性については、今後彼らの著作を精査して検証していきたい。また、歴史資料が乏しい15-16世紀モロッコを研究するにあたり、タサウウフの思想書からも執筆当時の社会状況を読み取ることができることを示した点が本発表の大きな意義であると言える。

5. カラムの学でアラビア語が規範となっていることに関するユダヤ・イスラーム間の論争について

法貴 遊

本発表は、アブー・フサイン・バスリー (Abū al-Ḥusayn al-Baṣrī, d. 1044) というムスリムによるバスラのムウタズィラ学派批判と、それに対するカライ派ユダヤ人ユースフ・バスイール (Yūsuf al-Baṣīr, d. ca. 1040) による反論に見られる、当時のイスラームとユダヤのカラムの学における言語思想に関連する問題を主題とした。

アブー・フサインは、バフシャミーヤと呼ばれるムウタズィラ学派内の立場の教育を受けたが、後にこの教説群を批判した。先行研究は、彼の批判はファルスファ (アリストテレス主義思想) の影響を受けたものだと推測した。この説に対し発表者は、彼の批判は、カラムの学の方法論がアラビア語文法学に依拠していることに向けられていたと主張した。彼によると、「ʿālim (知るもの)」という能動分詞が「lahu ʿilm (それに知がある)」という名詞文に分解され、知という偶有が現実存在するというカラムの学の主張は、結局のところアラブ人 (al-ʿArab) ないし言語学者 (ahl al-luḡha) の思いなし (taṣawwur) に過ぎない。アラブ人／言語学者たちは、アラビア語に文法体系を当て嵌めたことによって、現実には存在しないものの表象を言語に紛れ込ませてしまった。アブー・フサインの批判から、彼が非アラビア語母語話者である可能性が推測される。

現存する史料に基づく限り、アブー・フサインの批判に対して最も早く反論を試みたのは、ユースフ・バスイールというカライ派ユダヤ人である。当時のユダヤのカラムでは、ラビもカライ派も、ヘブライ語文の各要素が現実と一対一で対応するために、アラビア語文法学の仲介を必要とした。従ってユースフ・バスイールによるアブー・フサインに対する反論には、アブー・フサインによって乱されたバフシャミーヤ的言語秩序を回復することで、ヘブライ語と現実の対応を再確認する意図があったと推測される。

同時代のユダヤ内部では、アブー・フサインの説を受け入れるツスタリー家の存在もあり、言語のあり方を巡って意見が割れていたと推測される。アラビア語的言語秩序に追従するか反発するかという対立は、イスラームとユダヤの双方の内部を貫いていたといえる。そうであるならば、このような議論の系譜に注目することで、「ユダヤ思想」や「イスラーム思想」などの宗教や学派によって区別される思想史を横断する、「アラビア語圏の思想」の系譜を構想することができる。

6. 15世紀ウラマーの名目的師弟関係：「イスティドゥアーのイジャーザ」に基づく関係構築

太田 (塚田) 絵里奈

マムルーク朝後期(1382-1517年)に記されたサハーウィー(1427-97年)の人名録『9世紀の人々の輝く光(al-Ḍawʿ al-Lāmiʿ li-Ahl al-Qarn al-Tāsiʿ)』(『輝く光』)は、12,000人分という圧倒的な伝記の収録数から、15世紀の人物データベースともいえる。その中心を占めるのがウラマーの伝記であるが、当該時期のウラマーの関係構築をめぐっては、師弟関係や婚姻など、対象と直接つながる関係の分析が中心であったと思われる。

本報告では、『輝く光』を通じて約400例が確認される、「イスティドゥアー(istidʿā, 「祈願」)のイジャーザ(免状)」を例に、マムルーク朝後期のウラマーが構築した、実態を伴わない師弟関係に着目した。授与者の有する学統に連なる目的で請求される名目的な免状は、当該時期すでに一般化していたが、この「イスティドゥアーのイジャー

ザ」は、遠隔地から集団的に請求・授与される、複数対複数の性質を帯びており、さらに発給過程において、授与者と被授与者を結びつける仲介を担った請求者が存在したことが特筆される。

「イステイドゥアーのイジャーザ」の取り結ぶ関係が名目的であったにもかかわらず、世代や地域を超えて学者同士をつなぐ役割を果たしていた点は注目に値すると思われる。報告では、まず『輝く光』における「イステイドゥアー」による免状授受の全体的な傾向を提示した。続いて、15世紀中葉に多数のイステイドゥアーを行なった「有力請求者」として、イブン・ファフド（1409–80年）を取り上げた。『輝く光』からは、1432–35年にかけて、イブン・ファフドの仲介で少なくとも16名がイジャーザを獲得したことが判明するが、当時彼はマシュリク地方で遊学の途にあった。

イブン・ファフドの例に基づけば、「イステイドゥアーのイジャーザ」の慣行は、リフラを行なうウラマーの縁故を利用することで、優れた学統に自己を位置づけるための効率的な手段であったとみることができる。『輝く光』には、かかる実体のない免状に全面的に依拠したと思われる伝記が少なからず収録されている。面識のない者を含め、同時代の学者の生没年や学統的背景を幅広く記録することは、サハーウィーにとって、自らが連なる学統の卓越性を強調する、ハディース学者としての栄達の戦略でもあったと考えられる。

7. アラビア語の関係代名詞とは何か：イブン・アキールとイブン・ヒシャームの記述の比較を中心に

榮谷 温子

関係代名詞 (mawṣūl を「関係代名詞」と訳するのが正しいかは疑問で、mawṣūl は「何かと結びつけられたもの」を意味し代名詞と訳すと意味の外れる部分が出る) は現在では限定名詞句の一種に含まれる。以下、まず限定名詞句における関係代名詞の扱いの変遷を辿る。

スィーバワイヒ (d. 180/796?) やアル＝ムバッラド (d. 285/898) は限定名詞句のひとつに「曖昧な (mubhamah) 名詞」を挙げ、これは凡そ指示詞だが、「曖昧な名詞の指小形 (taḥqīr)」の項で関係代名詞の一部にも言及する。イブン・サッラージュ (d. 316/929) も限定名詞句の説明では関係代名詞を挙げないが、allaḍī と allatī を「関係節と結びついて完全になるゆえ」限定とする。アル＝ザマフシャリー (d. 538/1144) は、曖昧な名詞に指示詞と関係代名詞を含め、イブン・ヤイーシュ (d. 643/1245) が「人称代名詞 (3人称) はその前に現れたもので明確化される。曖昧な名詞はその後に現れたもので明確化される」、関係代名詞も後に来る文で明確化されると説明した。

イブン・マーリク (d. 672/1274) は「曖昧な名詞」の用語をもう使わず、指示詞と関係代名詞を区別する。イブン・アキール (d. 792/1367) は、名詞の関係代名詞に加え小辞の関係代名詞 (ʿanʾanna/kay/mā/law) に言及、後者に言及せぬイブン・マーリクがわざわざ「“名詞的” 関係代名詞」と言うのは「“小辞的” 関係代名詞」に対する用心と述べた。他方、イブン・ヒシャーム (d. 761/1359) は、関係代名詞を個別関係代名詞と共通関係代名詞に大別、それらには関係節と帰着人称代名詞が必須とした。

イブン・ヒシャームは名詞性のない分詞を伴う al- を関係代名詞とする。イブン・アキールも al- を関係代名詞とし、分詞や疑似形容詞を伴う例、未完了形動詞などの後続する例も挙げる。

イブン・アキールとイブン・ヒシャームの mawṣūl に関する記述の相違点は、小辞的关系代名詞の扱いである。両者とも限定名詞句の一種として関係代名詞を挙げる。イブン・アキールはそこに小辞的关系代名詞も含めるが、小辞的关系代名詞の限定性との関係の説明は希薄である。

8. ホメイニーのヴェラーヤテ・ファギーフ論と西欧民主主義：序論的考察

鈴木 均

本報告では革命後のイランにおけるイスラーム的統治と近代的統治の「二層構造」ともいべき権力構造を現行のイランの憲法においてどのように規定しているのか、またそれを基本的な部分で方向づけているホメイニーの統治理論が近代的民主主義国家の根幹である三権分立をどう認識し、その政治的な限界をどのように乗り越え

ようとしていたのかについて、憲法の条文やホメイニーの著作などに基づきつつ予備的な考察を加えた。

革命から43年を経てホメイニーのヴェラーヤテ・ファギーフ論を支柱とするイスラーム共和国体制はもはや歴史的な存在となっており、(アメリカを中心に現体制の正当性に対する懐疑論は根強いとはいえ)現代イラン政治論はイランの現体制が永続性を備えた強靱な政治体制である事を前提として議論すべき段階にきている。

以上の基本的な認識の上に、現在のイランのイスラーム共和国体制の性格を厳密に規定しようとする場合、最初に問題としなければならないのは「西欧民主主義的な『三権分立』の原理とこれを牽制・指導するイスラーム法学者の『監督』の間の政治的・構造的な関係」であると考えられる。

このような問題意識から、本報告ではホメイニーの1970年頃の講義記録を元にした「ヴェラーヤテ・ファギーフ論」(富田健次訳『イスラーム統治論・大ジハード論』平凡社、2003年所収)とイラン・イスラーム憲法の関係する条文(特に第56条から第61条)を詳細に検討し、また革命直後の1979年憲法と1989年改正憲法(東洋文庫の現代イスラーム研究会で1979年憲法の翻訳プロジェクトが進行中)の間の異動についても考察を加えた。

最後に暫定的な結論として、イラン・イスラーム共和国体制は立憲革命期以来の長い近代化の経験を経たイランが西欧民主主義の理念を統治体制の基本としつつ、さらにその前提にあるべき「(神に属する)絶対的な主権」を想定し、それを「人間」存在が行使する具体的な在り方として「イスラーム法学者による統治及びウンマの指導」を政治制度に組み込んだところに独自の性格と特殊性があったとした。

また2011年の革命後最大の民主化闘争とその後の政治的展開を経た現在、イランの社会内部からの要求に見合うかたちでどのような民主化への制度的議論が出て来るのか、今後とも注目していく必要がある事を指摘した。

9. 現代エジプトにおけるサラフィー主義者の政治観：ダアワ・サラフィーヤの政党設立を手がかりに

米田 優作

本報告では、現代エジプトにおける最大のサラフィー主義勢力であるダアワ・サラフィーヤ(al-Da'wa al-Salafiya: DS)とその政党部門であるヌール党(Hizb al-Nūr: NP)の「政治」観について、指導者の著作や政党設立前後の言動を分析・考察することで明らかにした。DSは、1970年代にエジプトで誕生したサラフィー主義組織である。2011年に生じた民主化要求運動である「アラブの春」以前のDSは政治的な領域から距離を置いていたが、「アラブの春」によりムバーラク大統領の退陣が決定的になると、DSは政党NPを設立し、新たな政治アクターとして台頭した。

このように、従来「非政治的」とみなされていたサラフィー主義者が政党を設立し議会政治に参加した現象は学術的にも関心を集めたが、先行研究では以下2つの理由から、こうした主体の「政治的」な側面を十分に明らかにできていないことを指摘した。すなわち、第1に「アラブの春」以前までのサラフィー主義研究には分野上・認識上の偏りがあったということ、第2に「アラブの春」以降にはサラフィー主義者の思想と政治活動に関する研究の数は増加したが、その大半が1つの分析枠組みに依拠しており、個々のアクターの内在的論理に基づく説明が不足していたこと、である。

本報告は、こうした研究上の課題を解決すべく、DSやNPは彼ら自身が理想とする社会像の実現のために「政治」をどのように捉え、その結果どのような行動に至ったかという点に焦点を当てた。この点を考察すべく、本報告ではDS関係者の講演録およびDSの指導者ヤーセル・ブルハーミー師の著作等の1次資料の分析を行い、以下の2点を詳らかにした。第1に、彼らの思想や活動の根幹には、イスラーム国家の樹立による上からの社会変革を志向する姿勢ではなく、浄化と教育を通した個人や社会のレベルにおけるダアワ活動こそが、社会変革のための唯一の有効な手段であるとする姿勢があり、この姿勢は政治参加前後でも変化していないこと。第2に、こうした姿勢は、設立以降、国内のムスリム同胞団や過激主義を掲げる潮流との差異化を図りながら、DSが能動的に確立してきたものであるということ。結びとして、個々のサラフィー主義潮流の思想や活動を理解するた

めには、彼らが存立する地域実態（政治・社会環境）に照らした分析がより一層必要であることを指摘した。

第5部会

1. 企画セッション：前近代イスラーム史料研究の新天地

オーガナイザー：中町 信孝

前近代のイスラーム史研究で用いられる史料は、年代記などの叙述史料と、行政や法に関する文書史料に大別される。一般に著者や編者の主観が入りうる叙述史料に比べて、文書史料は「生のデータ」に近いと見なされており、近年は後者を用いたすぐれた実証研究が数多く現れている。その一方で文書の残存が乏しい地域・時代については、既知の叙述史料の利用に留まらざるを得ない状況にある。

しかし、既存の史料を新たなアプローチでとらえ直すことによって、史料状況の乏しさを補って余りある成果を挙げることも可能であろう。方向性としては一つに、従来の叙述史料の利用のされ方を批判的に見直すことで、史料の新たな意味づけを見いだすこと。もう一つには、叙述史料の中に残された文書的性格を持つ情報を抽出して分析すること、が挙げられる。

こうした観点から本企画セッションでは、専門とする地域は異なりながらも史料についての問題意識を共有する4名の報告者がそれぞれの立場から報告を行った。セッションは熊倉和歌子氏の司会のもと進められ、それぞれの報告に対し、磯貝健一、渡部良子の両氏が文書研究と写本研究の専門家としての立場からコメントを行った。セッション全体を通して、新しい史料研究のあり方についての議論を深めると同時に、さまざまな課題を共有することができた。

1-1. アラビア語年代記史料校訂の実践と展望

中町 信孝

前近代イスラーム地域に関する、叙述史料と文書史料という史料区分は、「テキストとしての史料」と「ものとしての史料」との間のスペクトルとして理解することができるが、マムルーク朝の歴史文献学は近年、「テキスト」より「もの」に注目する傾向がある。むしろ文献学が情報の引用関係を明らかにする手段として進展してきたのは確かであるが、その一方で、写本の奥付や外形の情報のような「もの」としての側面に注目する「アーカイブ的転回」を経て、テキストの生成過程からウラマーの社会的実践に関する研究が深化している。こうした史料研究の成果は、未刊行写本の校訂・出版をうながすと同時に、カタログ化、さらにはデジタル化の進展に繋がっている。

報告者はこうした研究成果を踏まえつつ、2019年11月より作業グループを編成し、マムルーク朝後期の歴史家アイニーの年代記『真珠の首飾り』の校訂を行っている。『真珠の首飾り』については、その史料的な重要性は従来から指摘されてきたものの、エジプトでその校訂プロジェクトを牽引してきたアミンの没後は信頼に足る校訂版の出版が長く中断している。当作業グループはアミン校訂版に続くヒジュラ暦713年以降の記述（原著の第16巻の後半部分）の校訂・発表を目指しているが、この箇所にはモンゴル帝国との外交関係やナースィル検地の詳細など、さまざまな価値ある情報が含まれている。

校訂作業を進める上では、①用語注と校異注のどちらを優先させるか、②本文確定のゴールとしてより正確な情報と著者による完成形のどちらを目指すか、③文法上の誤りを正書法に則り修正するかそのままの形で記述するか、などの対立に直面する。これらはいずれも、「テキスト」と「もの」のどちらを優先するかの対立であり、可読性と学術性との対立とも言い換えうる。当作業グループでは、可読性を損なわないかぎりでも正確な学術校訂を目指しており、さらに日本語対訳テキストを付すことで研究の裾野を広げるよう務めている。校訂テキストのアウトプットに関しては、汎用性の高いWord以外にも、学術校訂に特化したMellé, Classical Text Editorなどのソフトとの比較検討を行い、さらには国際基準であるテキスト・エンコーディング・イニシアティブ (TEI) に対応したXMLファイル、すなわち電子校訂版の作成を視野に入れている。

1-2. 歴史家としてのイブン・ハルドゥーンを読む：理性／伝統の二項対立を越えて

荒井 悠太

本報告においては、14世紀の北アフリカにおいて歴史家・政治家そして思想家として活躍したアラブ学識者であるイブン・ハルドゥーン（1332-1406）、及び彼の主著である『イバルの書』に対するアプローチの方法という観点から、企画セッション全体の趣旨である「史料研究の新地平」についての展望を示した。

『イバルの書』自体は全七巻の歴史書であるが、研究者の関心を集めてきたのはその第一巻に相当する「序説」（『歴史序説』）Muqaddimaであった。報告者は、「序説」を中心に展開されてきた研究史のなかで、イブン・ハルドゥーン像をめぐって大きく二つの解釈が現れてきたと論じた。第一の立場は、イブン・ハルドゥーンをとりわけ西洋の近代歴史学乃至社会科学の「先駆者」と位置付けるものであり、「序説」において展開された人間社会、権力（王権）、国家（王朝）、経済等に関する理性的かつ客体的な理論体系を、（とくに西洋）近代の先駆として評価する立場であった。かかる立場に対し、第二の立場はイブン・ハルドゥーンを中世の一学識者として理解するもので、「序説」の諸理論に対しては近代との比較ではなく、彼自身の帰属する歴史的な文脈を踏まえた解釈を重視する立場であった。

かかる二つの立場は現在まで併存しているが、とくに1980年代以降、アズメらによって、イブン・ハルドゥーンを恣意的に西洋的価値観に関連付けて解釈を行うことに対する抜本的な批判が展開された。しかし一方で、アズメらの議論の対象は依然として「序説」や「自伝」に限定されており、『イバルの書』の大部分を占める歴史記述の分析、さらには『イバルの書』全体の性格の解明へと視座を拡大できなかつたことが彼らの限界であったといえる。

以上の課題を達成する上で、報告者は『イバルの書』研究にアラビア語ヒストリオグラフィー研究の方法論を導入することが必要であるとの展望を示した。近年、マムルーク朝ヒストリオグラフィー研究においては、言語論的転回の影響を受けたヒルシュラーらが新たな史料研究の方法論を提起し、歴史書や著者に対する再解釈が進んでいる。『イバルの書』分析にも同様の手法を応用し、かつ往年の「序説」「自伝」研究の成果と統合することで、アラビア語ヒストリオグラフィーの展開におけるイブン・ハルドゥーン的位置付けについても再考し得るであろう。

1-3. ティムール朝の諸史料にみる非合法税：タムガとザカートに関する記述から

杉山 雅樹

従来の研究では、ティムール朝期の税制の特徴の一つとして、イスラーム法に則った税とそれに反する税とが併存している点が指摘されている。しかし、同時代史料に税に関する記述はごく僅かしか残されていないことから、上述の2つの範疇に属す税の関係性についてはほとんど明らかではない。例外的に、ティムール朝第3代君主シャルフ（在位1409-47年）治世に編纂された財務術指南書の中に、当時イスラーム法に反する商税「タムガ」がイスラームの五行の一つ「ザカート」の名目で徴収されていたことを示す記述が含まれている。Hinzはこの記述に基づき、シャルフが「タムガ」の徴収を命じながらも、敬虔なムスリム君主としてのイメージを高めるために、それを「ザカート」の名目で徴収した、と指摘した。しかし、彼がその根拠とした財務術指南書の記述は極めて簡潔なものであり、これだけで税の名称変更をシャルフによる君主像の主張に結び付けるのは無理がある。そのため、ティムール朝期を通じた「タムガ」と「ザカート」との関係を示す記述を網羅的に集め、改めて検討を加える必要がある。

本発表では、まず先行研究を基に「タムガ」と「ザカート」に関する基本的情報をまとめ、その後現存する書簡や君主鑑文学の記述から当時タムガの徴収やザカートの不正徴収がしばしば問題となっていたことを示した。続いて、ヘラート地誌の未校訂箇所を基に、「タムガ」の徴収を求める集団がそれを「ザカート」に置き換えて「ザカートの強制徴収」を認めるファトワーを獲得していたこと、当時の君主スルターン・フサインもその集団に与していたと考えられるものの、史料上はタムガ徴収を認めず、イスラーム法を遵守する敬虔な王としての立場が意図的に強調されていることを指摘した。さらに、インシャー作品に収録された「ザカート免除の勅

令」と名付けられた勅令の写し数点を分析し、実際にはそれがイスラーム法上の「ザカート」ではなく、タムガを始めとするイスラーム法に反する諸税の免除を命じたものであったことが分かった。以上のような検証の結果、ティムール朝の史料に現れる「ザカート」の用法は同じ執筆者であっても統一されておらず、時にはイスラーム法に則った税の代表として、時には「タムガ」とほとんど区別されることなく、単に商人に対する様々な免除特権の象徴として使用されていたことが明らかになった。

1-4. 15～16世紀エジプトにおけるワクフ経営の多様化

久保 亮輔

本発表では、既存の史料を新たなアプローチでとらえ直し、イスラーム史料研究の新地平を提案する試みの一環として、法学書を用いたワクフ研究の可能性を検討した。近年の多くのワクフ研究が依拠するワクフ関連文書は、ワクフに直接利害関係を有した寄進者や受益者にかんする生の情報を得ることができる点で重要な史料といえるが、寄進時および規定が改変された時点での情報しか含んでおらず、またその内容は基本的に契約事項に限られる。それにたいして法学書では、ワクフをめぐる係争の事例や、賃借人としてワクフ物件を利用する人びとの視点などがさまざまな設例をもとに検討されているため、ワクフ経営のあり様を市井の人びとの生活実態とのかかわりにおいて明らかにできる。他方で、これまで法学・法制史研究の典拠として用いられてきた法学書も、近年、その性格規定をめぐって新たな解釈が提出されている。すなわち、法学書が理論をあつかう一方で、ファトワーと法廷記録がじっさいの慣行と社会の現実を反映しているという前提を見直す必要があるのではないかとの問題提起である。

こうしたワクフ研究の潮流、および法学書の史的価値をめぐる近年の議論を踏まえつつ、本発表はワクフ経営が多様化してゆく過程およびまたその意味を、15-16世紀エジプトを代表する法学者の所論のなかに探った。具体的な論点は、①経営難に陥ったワクフの再生・継続をめぐる議論、②ワクフと個人の経済生活との結びつきであった。①については、賃借人によるワクフ物件の増築・リノベーションや長期賃貸借契約、賃料の値下げ、ワクフと質権の関係、ワクフのための資金の借入れ、ワクフを廃止するさいの手続きなどの事例を検討し、時代の経過とともにワクフをめぐる状況が変化し、そのことがワクフ経営の多様化をもたらしたと結論づけた。②については、賃貸借慣行が賃借人の利害に配慮するかたちに変容したことを踏まえつつ、財産をワクフに設定することが、権力者や資産家にもみ許された特権的な行為ではなく、市井の人びとにとってもより身近な相続や資金調達の方法として利用されるようになったことを指摘した。

コメンテーターからは、ファトワー集を用いる場合にはその内容が社会の実態をどの程度反映しているかを入念に検討する必要があること、またそのさいには年代記やワクフ関連文書など他の史料群との照合が不可欠であるとの問題提起がなされた。

2. コプト語医学パピルス文献におけるアラビア語・ギリシア語からの借用語の音韻論

宮川 創・Mona Sawy

7世紀以降のコプト語医学パピルスには、アラビア語とギリシア語からの借用語が多く含まれている。これらの文献は、エジプト語の最終段階であるコプト語の音韻論の未解決問題を、判明しているアラビア語とギリシア語の再建音を基にして、解明する上で重要な資料となる。しかし、これまでの研究では、これらの資料を用いて医学史を考察することはあっても、言語学的な観点から深く考察してこなかった。例外は、Greenberg (1962) であり、彼は、コプト語医学パピルス文献の学術編集版である Chassinat (1921) の中で、アラビア語からの借用語におけるコプト文字のエータとエプシロン、オメガとオミクロンを比較し、エータとオメガは従来考えられたように長母音ではなく、それぞれエプシロンとオミクロンよりも開口度が狭い母音を表すことを突き止めた。だが、彼の発見は Peust (1991) など少数を除けば、採用されなかった。例えば、コプト語サイド方言の最大の参照文法である Layton (2011) では、エータがエプシロンの、オメガがオミクロンの長母音を表すとする従

来の説を採用している。Greenberg (1962) の説が広く受け入れられていない理由は、彼が一つのパピルス文献からしか証拠を得ておらず、そのことがコプト語文法学者達を説得させるのに十分でなかったためであろう。本発表では、P. Méd. Copt IFAO, P.Ryl.Copt. 106, そして、SBKopt. I 006 といった、先行研究では取り上げられなかったさらに多くのコプト語医学パピルス・オストラカ・羊皮紙文献を用いて、コプト文字で書かれたアラビア語やギリシア語からの借用語を音韻論的に分析した。これらの資料では、薬名、薬草名、病気名などにアラビア語とギリシア語からの借用語が多い。最近の研究によって明らかになったアラビア語とギリシア語の再建音をこれらのコプト語における借用語の綴りと比較して、新しい資料でも、アラビア語からの借用語で、アラビア語の長母音の分布に関係なくエータとエプシロン、オメガとオミクロンが使われること、ギリシア語からの借用語で、エータとオメガが他の開口度の狭い短母音を表す母音字とよく入れ替わることを示した。これらの新しい証拠により、コプト語のエータとオメガはそれぞれエプシロンとオミクロンよりも開口度が狭い母音を表すとする説がより強固なものになった。

3. イスラーム世界の解剖学再考

矢口 直英

イスラーム世界における医学の歴史では、イブン・ナフィース (1288年没) による血液の小循環の発見や、アブドゥラティーフ・バグダーディー (1231年没) による下顎骨と仙骨に関する発見が、その発展を示す事例として頻繁に挙げられる。ともに解剖学に関する事例だが、イスラーム世界における解剖学は研究者の十分な関心を集めているとは言いがたい。本発表では、イブン・シーナー (1037年没) の『医学典範』の伝統において解剖学がどのような価値を有していたのかという問題を解決する準備として、『医学典範』以前の医学書に焦点を当て、彼らによる解剖学的記述の扱いを分析した。

近代以前のイスラーム世界では、解剖学は身体器官の形態だけでなくその用途 (manfa'a) を探究する学問と捉えられた。この理解は、解剖学的知識がガレノスによる「初心者のための」解剖学書5点と共に、その『身体諸部分の用途』(Manāfi' al-a'dā') に基づくことに起因する。ただし、ガレノス自身や翻訳者フナイン (873年没) の記述によれば、『身体諸部分の用途』は機能と用途を探究する著作として一連の解剖学書から区別される。アラビア語の医学書に見られる解剖学的記述を検討すると、初期には『身体諸部分の用途』の主題である創造主の讃美が見られるが、それは次第に減少し、解剖学的事実の記述が中心になる。また初期には単純器官と複合器官が区別されているだけであるが、後に諸器官の形態とその用途に分けた記述がなされるようになっていく。

イブン・シーナーは『医学典範』において解剖学的記述を区分し、第1巻で単純器官を、第3巻で複合器官を述べる。この点はイブン・ナフィースに批判されるが、これは『医学典範』が著者の学問論を反映しているためだと考えられる。イブン・シーナーの考えでは医学は自然学の派生的学問であり、その前提の探究は自然科学者に任せるべきとされる。『医学典範』第1巻第1部ではその前提、つまり医学伝統における自然要素が人間の身体における健康・病気の四原因との対応で説明される。また、器官の用途は自然要素の一つである機能に従属する位置を与えられており、診断・予後に役立つと言われる。これらの結果、全ての動物に共通する素材としての単純器官が医学の前提として第1巻で扱われ、人間に特有の器官である各種複合器官が第3巻で扱われるようになったと思われる。

4. 初期イスラーム時代カリフ政権と書物としてのクルアーン

亀谷 学

イスラーム文明の歴史的展開を考える際に、『クルアーン』について理解することは不可欠であり、これまで『クルアーン』については無数の研究がなされてきたが、それらの多くは『クルアーン』のテキストに関わるものであった。本報告では、第一次内乱期にアリー軍とムアウィヤ軍の間で行われたスィッフイーの戦いにおいて、書物の形をとる『クルアーン』(muṣḥaf) を用いて停戦が呼びかけられたという逸話を起点としつつ、初期イスラーム時代における物理的な書物としての『クルアーン』の位置付けや使用のあり方について考察した。

アッパース朝期に編纂された歴史叙述では、スィッフイーの戦いの中で掲げられた『クルアーン』が複数であったという点で一致しているが、その数に関しては伝承ごとに異なり、500冊に及ぶとの伝承も存在する。また、ウスマーンから軍営都市へと送られた「大きな『クルアーン』」が用いられたという伝承も見られた。

そこで、初期イスラーム時代から伝存するとされる『クルアーン』写本の物理的な様式について検討したところ、33 cm × 24 cm前後のものが多いこと、しかしそれよりも小さな24 cm × 16 cm程度のもも複数見られることが確認できた。また、イブン・アビー・ダーウード (d. 929) 『ムスハフの書』からは、『クルアーン』製作に関わる諸伝承からは、それほど多くの写本が製作されていた形跡は見られなかった。

その上で、バラズリー (d. 892) 『貴顕の系譜』やタバリー (d. 923) 『諸預言者と諸王の歴史』など、初期の歴史叙述史料の中から書物としての『クルアーン』がどのように描かれているかを検討した。現時点では予想よりも少ない22例を収集できたにとどまるが、その事例からは、①カリフやアミール、カーディーといった個人によって所有されている、②剣と対になる形で現れる事例が見られる、③首にかけている事例が見られる、などの傾向を見て取ることができた。さらに、これらの事例の多くは、アリーに結びつく事例とウスマーンに結びつく事例の二つに分類することができることもわかった。事例が少ないためあくまで暫定的な結論であるが、初期イスラーム時代において『クルアーン』がありふれた存在ではなかったであろうこと、歴史叙述においてもその用いられている文脈を読み込みつつ分析しなければならないことが推定された。

5. Islamic Narrative Accounts of Saladin's 1187 Campaigns: Typology as a Strategy of Legitimation

Alexander Mallett

In 1187 Saladin recaptured for Islam almost all Frankish crusader territory in the Levant. Yet, while much has been written on his campaigns, modern scholarship has paid little attention to their presentation in the Arabic sources. Basing itself squarely on recent advances in historiography, literary theory, and Islamic studies, this paper suggested the writers used typology to bring to the minds of the Muslim readers events from the earliest days of Islam as part of a much wider strategy by their authors, who were also in Saladin's inner circle, to relate his victories to those of the nascent Muslim community in the seventh century Hijaz. Finally, this paper considered why the writers chose to present events thus, and argues they should be seen as attempts to praise the sultan and, in particular, to criticise those other Muslims who had not supported him against the Franks.

6. サファヴィー帝国におけるディーヴァーン起草の勅令について

近藤 信彰

サファヴィー帝国における法・法廷制度は、フロールなどによって、イスラーム法にもとづき主に民事を扱うシャリーア法廷と慣習法(オルフ)にもとづく主に刑事を扱うオルフ法廷の二つが並立するとされてきた。サファヴィー帝国のこの問題に関しては、決定的な文書が存在せず、欧文史料やペルシア語叙述史料の曖昧な記述に頼らざるをえなかった。報告者は当時のさまざまな勅令を検討するうちに「至高のディーヴァーン起草の印章」という印の押された勅令の一部が、いわゆる「オルフ法廷」での審理の過程と判決を示すものである可能性に気づいた。この種の文書はすでにブッセによって一通紹介されていたが、法制史と結びつけられることはなかった。

本報告では、まず、マレク図書館所蔵の1659年発行のアッパース2世の勅令を示しつつ、形態上の諸要素を明らかにし、内容も踏まえて、その意義を論じた。この種の勅令は、「起草の印章」と赤字のトグラ（書き出し文言）「世界の従うべき命が発せられた」によって他の文書と区分される。訴願の場合は、勅令の下部に訴願状があり、それを受けたディーヴァーン・ベギーの指示が右端にあり、それに基づいて勅令が発せられた。この勅令はトユールの未回収の税収にかかわるもので、シャリーアとは関連が薄い。勅令は地方知事がシャリーア法官とともに吟味に当たることを、シャリーアを遵守することを命じている。また、裏面の印を見れば、ディーヴァーン・ベギーのほか、サドルと宰相も関与していることがわかる。

一方、ファトワーを持ち込むタイプとして、1669年のシャー・ソレイマーンの勅令を取り上げた。訴願者はまずウラマーにファトワーを求め、そのファトワーが別のウラマーに承認され、それをサドルが承認したのち、勅令の発行に至ったことが明らかとなった。勅令はファトワーの内容に従うこと、シャリーアを遵守することが強調していた。

いずれも、訴願を受け付けたディーヴァーンにおいて、シャリーアの遵守が強調され、サドルや他のウラマーが処理プロセスに関わっていたことを示す事例である。至高の聖法であるシャリーアはディーヴァーンにおいても尊重されていたことは明らかで、これを慣習法に基づく世俗法廷とする従来の説は不適切であると言える。

7. 近世エジプトにおける古物収集とヨーロッパ人

三谷 美晴

15世紀以降ヨーロッパにおいて東方への古物収集熱が高まるに伴い、エジプトでは17世紀頃から写本やミイラなどの収集が活発化した。このようなエジプトでの古物収集をめぐるこれまでの研究は、18世紀末のナポレオンのエジプト遠征以後の大規模な発掘・収集に集中し、またその殆どがヨーロッパ側の視点からなされている。本報告ではエジプト近世の古物収集について、その実態とエジプトでの人々の反応を明らかにするため、1670年代にフランス王室図書館のエージェントとして収集活動を行ったJ・M・ヴァンスレーベン（1635-79）に焦点を当て、彼の旅行記と王室図書館宛の報告書簡および収集品リストをもとに、彼のエジプトでの収集の具体的な内容や方法、そしてヨーロッパ人の収集活動に対する現地の人々の反応を検討した。

ヴァンスレーベンのエジプトでの収集の中心は写本（335点）であり、約9割を占めるアラビア語写本のほか、ペルシア語、トルコ語、コプト語写本も十数点ずつ見られ、内容も歴史書や辞書、自然科学に関するものなど広範な分野の写本が収集された。一方、写本と並び重要な収集対象であった古銭はエジプトでは収集されず、その背景にはヨーロッパ人同士の古物購入をめぐる競合があった。写本以外の収集品は主にミイラとその副葬品から構成され、それらは王室図書館の指示にはなかったにもかかわらず強い関心をもって収集されている。ただし、それらはあくまで動植物とともに「その他の珍品」として位置付けられた。

ヨーロッパ人の収集活動に対し17世紀のエジプトでは多様な反応が生じていた。ヨーロッパ人の集まるカイロとその近郊サッカラでは、古物需要に応じた商業活動の展開が見出せる。カイロにはヨーロッパ人居住区に出入りし、写本やミイラを販売する仲介人が存在した。また17世紀以前から薬用ミイラの発掘地であったサッカラの墓地遺跡では、村の人々がミイラや副葬品を薬とは別に新たに商品化し、利益を得ようと画策していた。一方、ヴァンスレーベンが写本収集に訪れた各地の修道院では、コプト教会やギリシア正教会の修道士が写本を教会の重要な財産として守ろうとし、またヨーロッパ人の訪問が稀な地方部では、異邦人たる収集者を警戒する地方役人が存在した。以上のようにヨーロッパ人古物収集者に対して、エジプトの人々はそれぞれの立場から多様な反応を見せたのである。